



アクサダイレクト生命保険

2019 Annual Report

アクサダイレクト生命保険の現状

AXAは10年連続世界NO.1の保険ブランド*です

AXAは1817年にフランスで生まれ、世界63の国と地域、約1億500万人のお客さまから信頼をいただいている世界最大級の保険・資産運用グループです。

*インターブランド社「BEST GLOBAL BRANDS 2018」より

約**13兆4,097**億円(約1,028億ユーロ)
総売上

約**8,058**億円(約61.8億ユーロ)
アンダーライニング・アーニングス

約**178兆5,799**億円(約1兆4,238億ユーロ)
運用資産総額

約**2,789**億円(約21.4億ユーロ)
純利益

● AXAが事業を展開する主な国々

AA-

S&P 保険財務力格付け

63

の国と地域で事業展開

世界に約**1億500**万人
のお客さま

世界に約**17万1,000**人
の従業員

数値は2018年 AXAグループ実績

※ 換算レート

総売上、アンダーライニング・アーニングス、
純利益：1ユーロ=¥130.3(2018年平均)

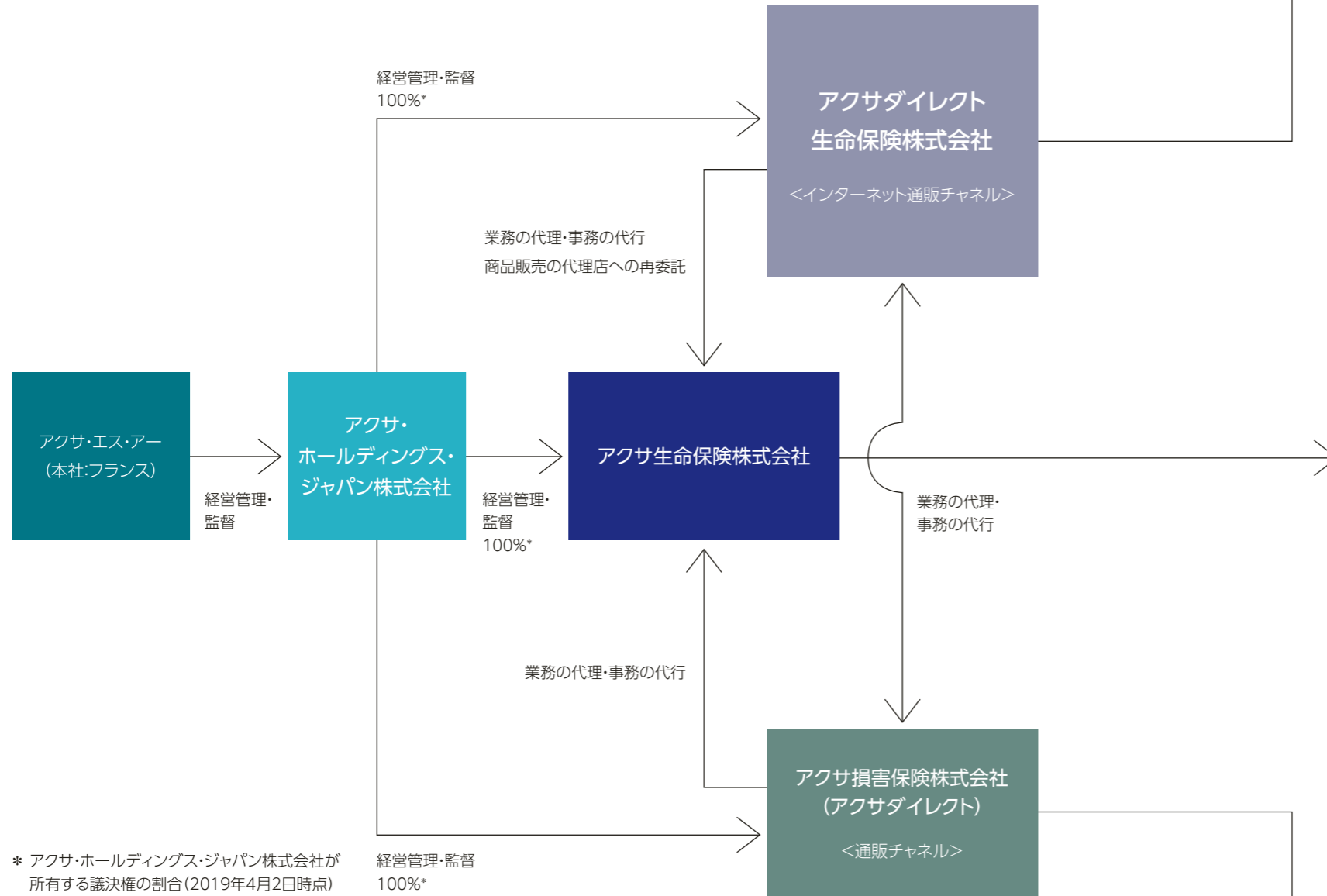
運用資産総額：1ユーロ=¥125.4(2018年12月末)

※ 標記の格付けはアクサダイレクト生命の格付けではありません。

2019年6月1日時点のAXAグループの主要な子会社に対する格付機関の評価であり、保険金支払等について保証を行うものではありません。また、将来的には変化する可能性があります。なお、上記の格付機関(S&P Global Ratings Europe Limited)は、日本において金融商品取引法第66条の27に基づく登録を行った信用格付業者ではありません。

AXAグループの日本における事業展開

AXAグループは日本において、保険事業、資産運用事業、アシスタンス事業など、多岐にわたるビジネスを展開しています。保険事業では2019年4月に持株会社であるアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社を設立し、アクサ生命、アクサダイレクト生命、アクサ損害保険を子会社としております。この4社が「アクサ ジャパン グループ」を形成し、相互の連携を深めるとともに、その他のAXAメンバーカンパニーと密接に連携しながら、お客さまをリスクからお守りするための商品・サービスをご提供しています。



その他のAXAメンバーカンパニー

資産運用サービス

- アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
- アライアンス・バーンスタイン株式会社

不動産投資・資産管理サービス

- アクサ・リアル・エステート・インベストメント・マネージャーズ・ジャパン株式会社

アシスタンスサービス

- アクサ・アシスタンス・ジャパン株式会社

生命保険業

生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号、および3号に係る保険の引受けを行っています。

資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に有価証券投資等を行っています。

他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています(アクサ損害保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行等)。

生命保険業

生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号および3号に係る保険の引受けを行っています。

資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に有価証券投資、不動産投資、貸付等を行っています。

有価証券投資業務 資産運用の一環として、有価証券(外国証券を含む)投資、有価証券の貸付を行っています。

不動産投資業務 資産運用の一環として、事業用ビルなどの不動産投資を行っています。

貸付業務 資産運用の一環として、企業・個人向けの貸付やコールローンを行っています。

付随業務

国債等の引受け

保険業法第98条第1項第3号に係る国債などの引受けを行っています。

他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています(アクサ損害保険株式会社およびアクサダイレクト生命保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行等)。

子会社とした会社の経営管理

アクサ生命保険株式会社はアクサ損害保険株式会社、アクサダイレクト生命保険株式会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理を行っていましたが、2019年4月に同社単独による株式移転方式で持株会社であるアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社を設立し、さらに、同社が保有していた子会社の全株式を持株会社に現物分配により譲渡したことに伴い、現在は子会社を保有いたしていません。

損害保険業

損害保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第5項に係る保険の引受けを行っています。

資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に有価証券投資等を行っています。

他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています(アクサダイレクト生命保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行等)。

CONTENTS

- 01 AXAグループのKey Figures
- 02 AXAグループの日本における事業展開
- 05 数字で見るアクサダイレクト生命
- 06 アクサダイレクト生命の特長
- 08 トップメッセージ
- 10 お客さま本位の業務運営方針
- 12 TOPICS
 - 12 わかりやすく、シンプルで合理的な商品を
 - 13 より快適に保険をお選びいただくために最適な情報を
 - 14 高品質・高機能なコンサルティングでお客さまの保険選びをサポート
 - 15 お客さまの声を改善につなげて
 - 16 多様性を尊重する社会の実現を目指して
- 17 資料編
 - 18 I. 保険会社の概況および組織
 - 21 II. 保険会社の主要な業務の内容
 - 22 III. 直近事業年度における事業の概況
 - 30 IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
 - 31 V. 財産の状況
 - 42 VI. 業務の状況を示す指標等
 - 60 VII. 保険会社の運営
 - 65 VIII. 特別勘定に関する指標等
 - 65 IX. 保険会社およびその子会社等の状況
- 66 企業概要
- 67 開示基準項目索引

数字で見るアクサダイレクト生命



※1 2018年度決算数値
 ※2 書類受理日～着金日を営業日でカウントしています(例:書類が到着した当日にお支払いを決定し、翌日にお振込みした場合は2日となります)。なお、不備があった案件および事実確認を行った案件は含めておりません。また、上記平均日数でのお支払いを保証するものではありません。
 ※3 外部からの不正侵入やウイルス感染等による情報漏洩、改ざん、サービス停止が0件。

保険がわかると 人生が変わる。

いまの保険はわかりにくい。

保険は、安心どころか不安を与えていないか。

保険は、備えすぎによって日々の暮らしを不自由にしていないか。

必要な保険だけに入り、いらぬ保険は選ばない。

そのために保険は、わかりやすさを追求すべきなのです。

アクサダイレクト生命は、進めます。

シンプルな保障をベースに、お客さまが自信を持って選べる保険を。

手頃な保険料で、いつでも検討できる環境を。

今を考えやすく、将来を見通せるように。

万が一にも備えながら、もっと日々の暮らしを楽しみ、

そして家族や大切な人のためにお金を使えるように。

無駄のない保険選びが、人生を守り、人生を充実したものにします。

そう考えるアクサダイレクト生命です。



10年連続世界**No.1**の保険ブランド、
AXAのメンバーカンパニー

だから安心

※インターブランド社「BEST GLOBAL BRANDS 2018」より



お手頃な保険料

インターネットをはじめとする、
最新技術を駆使した効率的な企業運営で
お手頃な保険料を実現しています。



対面での相談も
できて安心

一部の代理店や銀行窓口でも弊社商品の
取り扱いがございます。対面での相談を
希望の方は是非お問い合わせください。



シンプルで合理的

必要な保障に絞ったシンプルな商品構成で、
納得してお選びいただけます。組合せは自在。
本当に必要な保障を組み立てられます。



簡単・便利なお手続き

印鑑や書類は不要。すべてWebで手続きが
完了できます。ご加入後の各種変更手続きも
Webで簡単にお申し込みいただけます。

※健康診断結果等を提出いただく場合があります。



Webでとことん
じっくり検討できる

いつでも何度でも商品を組み替えて
じっくりプランを検討できます。
検討に必要な知識や情報も豊富にご用意、
保障プランに納得・自信が得られます。



お電話やチャットでの
ご相談も

インターネットだけでは不安な方にも、
お電話やチャットによる
サポートをご提供。
安心してご利用いただけます。



健康の不安を無料で相談

ご契約のお客さまは、お子さまの
急な発熱などでも24時間365日
気軽に電話健康相談が受けられます。また、
病気にかかった時に専門医から治療法についての
セカンドオピニオンが受けられます。



迅速なお支払い

保険金をご請求いただいてから、
お支払いまで平均2.12日。素早い対応で
お客さまの生活をお守りします。

※2018年度年間平均
書類受理日～着金日を営業日でカウントしています。



かけがえのないパートナーとして お客さまに選ばれる保険会社であるよう 不断の努力を続けてまいります

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。本誌を通じて、当社の2018年度の業績や取組みについてご報告させていただくにあたり、ご挨拶申し上げます。

2018年度決算で新契約件数は前年度比30.6%増の29,614件と過去最高を記録し、保有契約件数は前年度末比19.6%増の126,332件となりました。保険料等収入は前年度比16.7%増の4,994百万円と、業績は力強く伸長しております。また、昨年は2008年の開業から10周年というひとつの節目を迎えることができました。これもひとえにご契約者さまをはじめ、皆さまのご支援およびご理解によるものと改めて深く御礼申し上げます。

昨年度は、すべてのお客さまに納得して保険をお選びいただけるよう、デジタル技術を活用したサポート機能のさらなる充実に注力してまいりました。

具体例として、お客さまのスマートフォンの保険申込み画面をカスタマーサービスセンターと共有しながら、保険申込みに必要な情報の入力をサポートするサービスを2018年12月に保険業界で初めて導入いたしました。インターネットが苦手なお客さまでも、ご自身の家計をふまえた保険商品のご相談から具体的な

申込手続き方法まで、カスタマーアドバイザーと電話をしながら一括サポートを受けていただくことが可能となります。また商品面では、昨年9月に就業不能保険「アクサダイレクトの働けないときの安心」を発売いたしました。精神疾患による就業不能状態も保障しながらもお手頃な保険料を実現し、おかげさまでお客さまをはじめ多くの方に評価いただいております。

この他にも、お客さまがストレスなく快適に保険をご検討・お申込みいただけるよう、Webサイトは微細な箇所も含めほぼ毎日改善しております。

お客さまが保険のご検討・お申込み・ご請求のどの場面においても安心して私どもとお付き合いいただけるよう、アクサダイレクト生命は今後もさらなる精進を続けてまいります。

なお、当社は本年6月28日の取締役会の決議に基づき、現取締役会長の住谷が9月1日付で代表取締役社長兼CEOに就任する予定です。

私どもがこれまで大切にしてきたスピードある経営と挑戦する姿勢はそのままに、お客さまのかけがえのないパートナーとして選ばれる保険会社であるよう不断の努力を続けてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2019年7月
アクサダイレクト生命保険株式会社
取締役会長

住谷 真

代表取締役 COO

木島 博征

お客様本位の業務運営方針

アクサダイレクト生命は、お客様本位の業務運営を推進し、お客様へ最善の利益を提供するために、『お客様本位の業務運営を実現するための基本方針』ならびにその『定着度を測るための評価指標』を策定し、公表しています。

お客様本位の業務運営を実現するための基本方針

具体的な取組例



1 インターネット技術を活用したビジネスモデルの進化に努めます。

- 私たちは、インターネット技術を活用したビジネスモデル自体がお客様本位であるとの信念のもと、このモデルの進化に努めます。
- 私たちは、常に最新のテクノロジーを活用することによって、お客様の利便性向上に努めます。



2 お客様にとってわかりやすく、シンプルで合理的な商品やサービスを提供します。

- 私たちは、お客様に納得してお選びいただけるよう、わかりやすくシンプルな商品・サービスを提供します。
- 私たちは、合理的な商品を提供することによって、「お客様の人生をお守りし、お客様の人生をより充実したものにする」ことを目指します。



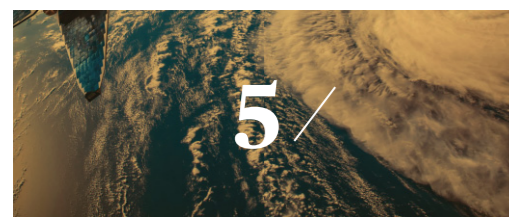
3 お客様の利便性を向上させるため、いつでもどこでもアクセスできる環境を構築します。

- 私たちは、インターネットの利点を最大化し、「いつでも」「どこでも」サービスを受けられる環境を構築し、提供します。
- 私たちは、最新技術を活用した新たなサービスの創出に努め、お客様のさらなる利便性の向上を目指します。



4 お客様ご自身でご判断いただけるよう、わかりやすく充実した情報提供を実現します。

- 私たちは、シンプルで合理的な商品・サービスを提供することによって、お客様がご自身で納得してご検討いただける環境の構築を目指します。
- 私たちは、お客様の目線にたってわかりやすいWebサイトを作成し、正確で充実した情報提供を行います。



5 お客様本位の業務運営を追求するための枠組みを構築します。


- 私たちは、お客様満足度を経営指標として採り入れ、その向上に取組みます。
- 私たちは、お客様本位の業務運営を促進する「報酬・業績評価体系」を設計・構築します。
- 私たちは、経営の健全性や公正な募集活動の確保の観点から募集代理店に支払う手数料を適切な水準に設定します。
- 私たちは、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を排除するなど、適切なガバナンス体制を整備します。
- 私たちは、社員に対してお客様へ最善の利益を提供するための研修・教育を定期的実施します。

AXAバリュー(価値基準)

この5つの基本方針は、全世界のAXAグループ共通のAXAバリュー(価値基準)と、「保険を通じてお客様の人生をお守りし、お客様の人生をより充実したものとする」という当社の使命に則り策定しています。

 <p>お客様第一 (CUSTOMER FIRST)</p> <p>私たちは、すべての行動をお客さまを思うことから始めます。</p>	 <p>誠実 (INTEGRITY)</p> <p>私たちは、責任を持ち、常に有言実行を約束します。</p>	 <p>勇気 (COURAGE)</p> <p>私たちは、他者を勇気づけて行動を促し、自ら学び成長につながる機会を求めます。</p>	 <p>ひとつのチーム (ONE AXA)</p> <p>私たちは、多様性と協調性を通じてともに成功することを追求します。素晴らしい判断、革新性に富んだ発想、そして持続的な成功は他者の知性、支援、そしてエネルギーなくして実現はできません。</p>
--	--	--	---

定着度を測るための評価指標

<p>評価指標 1</p> <p>お客さまからの評価</p> <p>4.5 / 5</p>  <p>客観性および透明性の確保を目的に、調査からレビュー・評価の公開まで一連の管理・運営を第三者機関に委託し、お客さま満足度の調査結果をすべて公開しています。 ※2019年7月1日現在</p>	<p>評価指標 2</p> <p>お支払いまでに要した平均日数</p> <p>2.12 日間</p> <p>書類受理日～着金日を営業日でカウントしています(例:書類が到着した当日にお支払いを決定し、翌日にお振込みした場合は2日となります)。なお、不備があった案件および事実確認を行った案件は含めておりません。また、上記平均日数でのお支払いを保証するものではありません。 ※2018年度年間平均</p>	<p>評価指標 3</p> <p>カスタマーサービスセンターの電話応答率</p> <p>94.7 %</p> <p>カスタマーサービスセンターへの電話着信数に対し、オペレーターが応答した数の割合です。カスタマーサービスセンターにおける電話のつながりやすさを表す指標としています。 ※2018年度年間平均</p>
--	--	---

わかりやすく、 シンプルで合理的な商品を

病気やケガ、精神疾患で働けなくなったときの収入減をサポートする保険として、
「アクサダイレクトの働けなくなったときの安心」を発売いたしました。

うつ病などの精神疾患もカバーするなど、充実した保障内容でありながら、業界最安水準*の保険料を実現しております。

就業不能保険「アクサダイレクトの働けなくなったときの安心」の発売

アクサダイレクトの 働けなくなったときの安心

おもな特長

1. 病気やケガなどで長期間働けなくなったときの生活費のサポートとして、毎月給付金を受け取れます
2. うつ病などの精神疾患で働けなくなったときも給付金を受け取れます
3. 受給開始日から給付金を満額受け取れる満額タイプと、傷病手当金を考慮し、1年半(540日)の給付金を半分にすることで保険料を抑えたハーフタイプから選択することができます

満額タイプ

病気やケガ、または精神疾患で働けなくなったとき、設定した就業不能給付金月額を、受給開始日から満額受け取れます。

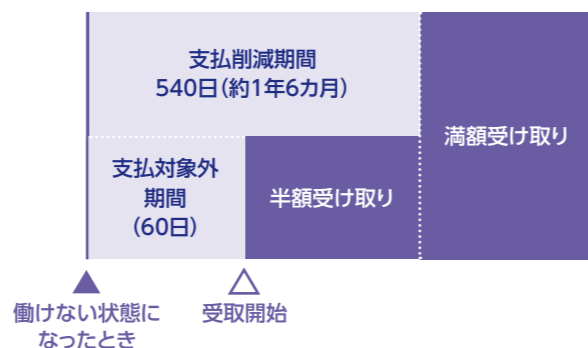


- 病気やケガで働けなくなったとき：働けない状態から回復するまで、または保険期間満了まで回数無制限で毎月給付金を受け取れます。
- 精神疾患で働けなくなったとき：働けない状態から回復するまで、または保険期間満了まで通算18回を限度として給付金を受け取れます。

* アクサダイレクト生命を含む全生命保険会社の就業不能保険および就労所得保障保険を以下の条件で比較した結果、保険料がもっとも安い保険会社の商品とアクサダイレクト生命の商品との保険料差が10%未満であったため「業界最安水準」という表記を使用しています。なお疾病・医療保険は、商品によって保障内容に差異があるため、正確な比較はできません。また保険料のみをもって商品の優劣を判断することはできません。
【比較条件】2018年8月1日現在
20歳、30歳、40歳、50歳の各男女、就業不能給付金月額20万円、保険期間・保険料払込期間65歳満了、月払。

ハーフタイプ

病気やケガ、または精神疾患で働けなくなったとき、一定期間は設定した就業不能給付金月額の半額、その後は満額を受け取れます。



より快適に保険をお選びいただくために 最適な情報を

ネットショッピングをするときと同じように、保険もスマートフォンやPCで快適にご検討いただきたい。
そのような思いから、保険選びに迷ったときでもスピーディに解決でき、
安心してお申込みいただけるような情報提供を行っております。

同性・同年代の方が選んだ保険プランの表示



自分と同年代の方が、どのくらいの保障を備えているのか参考にしたいというお客様の声を受け、当社のご契約者さまが加入されている情報をもとに、保険申込みを検討されているお客さまと同世代の方が選択されているプランを、保険料の試算画面で表示しております。

お客さまからの評価をWebサイトで公開

保険のお申込みや、保険金・給付金請求などのお手続きをされたお客さまの評価を、Webサイトで公開しております。
お客さまからいただいた評価コメントは、客観性と透明性確保のために第三者機関であるeKomi社によって管理されております。



Webチャットによるご質問の受付

商品に関するご相談や、お手続きでわからない点など、思い立ったときにその場でご質問いただければすぐに回答いたします。

受付時間:月～金 10時～19時 / 土・日・祝日 10時～17時
(年末年始の当社休業日を除く)



高品質・高機能なコンサルティングで お客様の保険選びをサポート

インターネットが苦手な方や、誰かに相談しながら保険を検討したいという方のために、
カスタマーサービスセンターの親身な対応と、デジタル技術を活用した革新的なサービスで
保険選びをサポートいたします。

お電話で保険のご相談からお申込手続きまで一括サポート



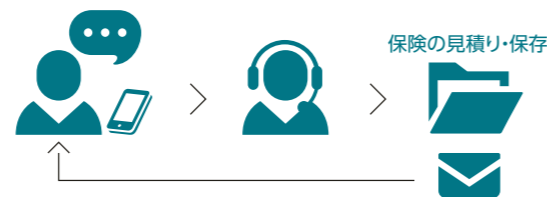
保険相談

カスタマーサービスセンターでは保険販売に必要な資格に加えて、国家資格である3級および2級ファイナンシャル・プランニング技能士資格を取得し、お客様へのご提案機能を一層強化しています。お客様が当社の商品をご検討されるにあたって、生活保障の基礎となる社会保障に関するご質問や、生命保険全般のご相談など、専門知識を備えたスタッフが为您解答いたします。



保険設計書作成

お客様のご要望を一つひとつお伺いしながら、お見積りや保険設計書を無料で作成いたします。保険設計書はお客様のマイページに保存しますので、別途じっくり内容をご検討いただくことができます。



申込手続きサポート

お客様のご要望に応じてスマートフォンやPCの申込画面を共有し、保険申込みに必要な情報の入力をカスタマーサービスセンターがサポートいたします。
なおスマートフォンでの画面共有・入力サポートサービスは保険業界初*となります。



*2018年12月19日現在 アクサダイレクト生命調べ

お客様の声を改善につなげて

お客様の声を経営に活かす仕組み

あらゆるお客様との接点において、お客様からいただいたご不満やご意見を速やかに経営層や関連部署に共有できる体制を構築し、業務改善の検討・実行を継続的に行っております。
具体的には、執行役員を議長とする改善策を検討する「VOC検討会」(VOC=Voice of Customer=お客様の声)を隔週で開

催し、改善すべき案件については各部門に連携し、早期に商品・インフラ・サービスの改善へと結びつけるプロセスを構築しております。また、これらの改善アクションの実施状況については、定期的に取締役会に報告し、お客様の声が確実に経営に反映される体制を確保しております。

お客様の声を経営に活かす仕組み



カスタマーサービスセンター
お客様相談室

お客様の評価



多様性を尊重する社会の実現を目指して

ブラインドサッカーへの取り組み

アクサ生命、アクサ損害保険、アクサ・インベストメント・マネージャーズ、アクサ・アシスタンス・ジャパンと「第17回 アクサ プレイカップ ブラインドサッカー日本選手権」を共同開催し、競技への理解促進と普及を推進しております。参加チームは年々増

加し、昨年は過去最多となる21チームによる熱戦が繰り広げられました。また多くの方がボランティアに参加するなど、ブラインドサッカーを盛り上げております。



ボールの音や選手同士の掛け合いの音を通してゴールを目指します



ほかの選手が発するゴールの位置や距離などの声を聞き、ボールを蹴ります

ボッチャへの取り組み

ボッチャとは、重度脳性まひ者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のためにヨーロッパで考案されたパラスポーツの一種です。ジャックボールと呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投球し、いかに近づけるかを競います。

アクサダイレクト生命では、第21回日本選手権大会、ボッチャ東京カップ2019の支援や、各所で行われている企業間ボッチャ大会への参画を通じて、ボッチャの競技普及に努めております。



企業間ボッチャ大会では、他企業の方とも友好を深めることができました



全社員参加のボッチャ社内対抗戦では、初心者でもナイスプレーが出て白熱した戦いとなりました

資料編

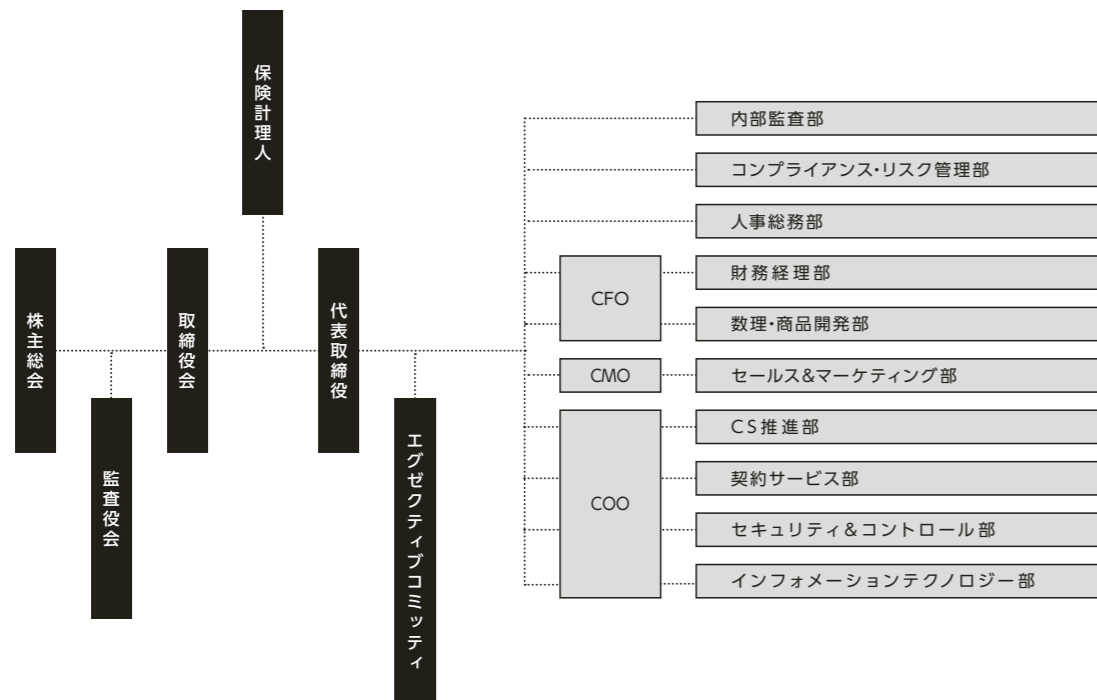
- P.18 I. 保険会社の概況および組織
- P.21 II. 保険会社の主要な業務の内容
- P.22 III. 直近事業年度における事業の概況
- P.30 IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
- P.31 V. 財産の状況
- P.42 VI. 業務の状況を示す指標等
- P.60 VII. 保険会社の運営
- P.65 VIII. 特別勘定に関する指標等
- P.65 IX. 保険会社およびその子会社等の状況
- P.66 企業概要
- P.67 開示基準項目索引

1 沿革

2006年	10月13日	SBIホールディングス株式会社、アクサ ジャパン ホールディング株式会社、ソフトバンク株式会社の合併会社としてSBI生保設立準備株式会社を資本金5億円(資本準備金含む)で設立
2007年	4月 2日	資本金(資本準備金含む)を15億円に増額
	9月21日	資本金(資本準備金含む)を25億円に増額
	12月21日	資本金(資本準備金含む)を75億円に増額
2008年	3月19日	SBIアクサ生命保険株式会社に社名変更
	4月 2日	生命保険業の免許を取得
	4月 7日	営業開始
2010年	2月16日	SBIホールディングス株式会社は、保有する当社発行済株式の55%に当たる82,500株すべてをアクサ ジャパン ホールディング株式会社へ譲渡
	5月12日	SBIアクサ生命保険株式会社よりネクスティア生命保険株式会社へ社名変更
	8月31日	資本金(資本準備金含む)を83億4千万円に増額
2011年	3月25日	資本金(資本準備金含む)を103億4千万円に増額
2012年	3月30日	資本金(資本準備金含む)を123億4千万円に増額
	9月24日	資本金(資本準備金含む)を143億4千万円に増額
2013年	5月14日	ネクスティア生命保険株式会社よりアクサダイレクト生命保険株式会社へ社名変更
	9月24日	資本金(資本準備金含む)を163億4千万円に増額
2014年	9月24日	資本金(資本準備金含む)を183億4千万円に増額
	10月 1日	アクサ ジャパン ホールディング株式会社は生命保険事業免許を取得し、アクサ生命保険株式会社を吸収合併するとともに、その商号と業務を継承 これによりアクサ生命保険株式会社の100%子会社となる
2019年	3月22日	資本金(資本準備金含む)を198億4千万円に増額
	4月 1日	アクサ生命保険株式会社は、持株会社であるアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社を設立
	4月 2日	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社の100%子会社となる

2 経営の組織

■ アクサダイレクト生命保険(株)組織図(2019年7月1日現在)



3 店舗

■ 本社

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4
KDX麹町ビル8階
TEL:0120-953-831 (代表)

4 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
2006年 10月13日	250百万円	250百万円	会社設立
2007年 4月 2日	500百万円	750百万円	
2007年 9月21日	500百万円	1,250百万円	
2007年 12月21日	2,500百万円	3,750百万円	
2010年 8月31日	1,000百万円	4,750百万円	
2011年 3月25日	1,000百万円	5,750百万円	
2012年 3月30日	1,000百万円	6,750百万円	
2012年 9月24日	1,000百万円	7,750百万円	
2013年 9月24日	1,000百万円	8,750百万円	
2014年 9月24日	1,000百万円	9,750百万円	
2019年 3月22日	750百万円	10,500百万円	

5 株式の総数

発行する株式の総数	2,000千株
発行済株式の総数	1,894千株
当期末株主数	1名

6 株式の状況

-1 発行済株式の種類等

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	1,894千株	-

-2 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社	1,894千株	100.0%	- 千株	-%

(注) 当社の株主は上記1株主のみです。

7 主要株主の状況

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社	東京都港区	85,000百万円	子保険会社等の事業の支配・管理	2019年4月1日	100.0%

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

8 取締役および監査役

(2019年7月1日現在)

役職名	氏名	役職名	氏名
取締役会長	住谷 貢	常勤監査役	中村 卓也
代表取締役COO	木島 博征	監査役(社外監査役)	澤入 雅彦
取締役	水村 崇	監査役(社外監査役)	櫻井 正史

9 会計監査人の氏名または名称

PwCあらた有限責任監査法人

10 従業員の在籍・採用状況

区分	2017年度末 在籍数	2018年度末 在籍数	2017年度 採用数	2018年度 採用数	2018年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	93名	96名	10名	12名	41.6歳	3.8年
(男子)	51名	51名	7名	4名	41.0歳	4.0年
(女子)	42名	45名	3名	8名	42.2歳	3.7年
(総合職)	93名	96名	10名	12名	41.6歳	3.8年
(一般職)	0名	0名	0名	0名	-	-
営業職員	0名	0名	0名	0名	-	-
(男子)	0名	0名	0名	0名	-	-
(女子)	0名	0名	0名	0名	-	-

(注) 1. 当社における従業員の定義は「内勤社員および契約社員」とし、従業員兼務役員および派遣社員ならびにパート・アルバイト従業員は含んでおりません。
2. 年度末在籍数には、従業員の内、末日付け退職者および休職者は含め、出向者は除外しております。
3. 平均年齢および平均勤続年数には、末日付け退職者および休職者は含め、出向者は除外しております。

11 平均給与

-1 内勤職員

(単位:千円)

区分	2019年3月
内勤職員	489.1

(注) 1. 平均給与月額とは2019年3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。
2. 平均給与には、末日付け退職者は含め、休職者および出向者は除外しております。

-2 営業職員

該当ありません。

1 主要な業務の内容

-1 生命保険業

生命保険業免許に基づき、生命保険の引受けを行っています。また、保険料として収受した金銭などの資産の運用を行っています。

-2 付随業務およびその他の業務

○他の保険会社の保険業にかかる業務の代理または事務の代行
保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業にかかる業務の代理または事務の代行を行っています(アクサ損害保険株式会社の保険業にかかる業務の代理および事務の代行)。

2 経営方針

P.6の「アクサダイレクト生命の特長」をご覧ください。

Ⅲ．直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況

-1 事業の経過および成果

本年度は、保険料等収入は前年度比16.7%増加し、保有契約件数は12万件を超えました。個人保険の新契約件数は前年度比30.6%増の29,614件、新契約高は前年度比21.5%増の110,511百万円となりました。3月末の保有契約件数は126,332件、同保有契約高 631,705百万円となっております。また、保険料等収入4,994百万円等により、経常収益は5,025

百万円となりました。保険金等支払金1,743百万円、責任準備金等繰入額1,595百万円、事業費3,175百万円、その他経常費用91百万円、等の経常費用を控除し、法人税等合計は△370百万円となった結果、当期純損失は1,210百万円となりました。なお、ソルベンシー・マージン比率は1,803.5%となっております。

-2 対処すべき課題

当社はテクノロジーを活用した保険サービスを供する生命保険会社として、合理的でわかりやすい保険商品や、利便性の高いサービスを提供する必要があると考えており、技術進歩やお客さま層の変化と共に多様化するチャネルからの申込みにスピードをもって対応しておりますが、以下の点が対処すべき課題と認識しております。

イ 多様なタッチポイントを通じた保険商品とサービスの提供

インターネットと電話、インターネットとリアル店舗といったネット環境との融合により、お客さまとのさまざまな接点を設けることで、お客さまの多様な相談ニーズに応じるための環境を整備しております。こうした戦略を通じて、合理的でわかりやすい保険商品や、利便性の高いサービスの開発・提供を行ってまいります。

ロ 事業費効率化の推進

シンプルな保険商品を手頃な保険料で提供することが当社の特長であり、事業費の効率化はお客さまに負担いただく保険料への負担をできる限り抑えるという観点でも重要な課題と認識しております。引き続き、事業費の効率的な運営に努め、当社の成長の加速と収支を安定させることにより、長期にわたってお客さまの信頼に添えていく基礎としてまいります。

2 契約者懇談会開催の概況

該当ありません。

ハ 適切でわかりやすい情報提供の継続

お客さまは生命保険をご検討いただき始めてからお申込みに至るまで、多様なチャネルから情報を取得し比較、検討されています。ホームページやパンフレット、比較サイト等においてわかりやすく情報提供することで、お客さまの保険選びのサポートを行っております。また、お客さまにご契約状況のお知らせ等で定期的にご案内等を行い、安心してご加入いただける環境を整えてまいります。

ニ 厳正な情報管理および堅固なネットワーク・セキュリティの維持

お客さまとの情報のやりとりがインターネットを中心に行われるため、情報の取扱いには最大の注意を払い、その厳正な管理を引き続き行ってまいります。また、インターネット上の各種リスクに対して備えた高いセキュリティシステムも定期的な点検等を通じ、随時新しいものに更新、改良を行ってまいります。

ホ コンプライアンスの徹底

法令やルールを厳格に遵守することは不可欠であり、常にコンプライアンスを重視した経営を実践してまいります。

3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、および改善事例

お客さまの声を反映し改善を行った事項

当社ではお客さまからお寄せいただきましたご意見・ご要望などを「お客さまの声」として収集および把握し、商品開発やお客さま満足度の向上につなげるためのサービスの改善に活かしております。2018年度のお客さまの声から実現した改善の代表例は以下のとおりです。

■お客さまの声から実現した改善事例

お客さまの声	改善策・改善結果
電話以外の問合せ窓口を用意して欲しい。	2018年5月11日より、チャットでのお問合せサービスを開始いたしました。当社Webサイトのトップページや各商品ページ、お見積りページなどからお問合せいただけますので、お電話できない状況のときなど、お気軽にお問合せください。
病気やケガで働けなくなったときに備えるための商品が欲しい。	2018年9月12日より、就業不能保険「アクサダイレクトの働けないときの安心」の販売を開始いたしました。うつ病などの精神疾患もカバーするなど、充実した保障内容でありながら、業界最安水準の保険料を実現いたしました。
申込時の告知画面の案内・説明がわかりづらい。	2018年12月1日より、告知画面に掲載の案内・説明文の一部を変更いたしました(医療機関などで受診した際は、医師などから傷病名を告げられていなくても、受診時の症状などを告知いただく必要がございます)。告知項目について、告知すべき内容か迷うことがございましたら、カスタマーサービスセンターまでご相談ください。
スマートフォンでの申込手続きの方法が難しい。	2018年12月22日より、スマートフォン用の画面共有および入力サポートのサービスを開始いたしました。スマートフォンでの画面共有サービスは、以前から対応していたPCによる画面共有に加え、昨今のスマートフォンによる保険申込みの増加に伴い今般対応いたしました。これにより、Webサイトで保険申込みをする際に入力エラーが起こった場合は迅速な解消が可能となります。さらに入力に不安のある箇所は、カスタマーアドバイザーがお客さまのお申出に基づき入力をサポートし、お客さまはその内容をすぐに確認いただくことができます。また本サービスは別途アプリなどをダウンロードすることなく、Webブラウザベースでストレスなくご利用いただけます。

お客さまからお寄せいただいたご相談・お問合せ件数および苦情件数

2018年度の1年間にカスタマーサービスセンターおよびお客様相談室などにお寄せいただきました、お客さまからのご相談・お問合せなど件数は53,958件でした。そのうち苦情を表明されたものは349件でした。お客さまからお寄せいただきました苦情につきましては、情報を収集・検討したうえで業務の改善に努めております。

■ ご相談(照会・苦情)・お問合せ件数

内 容	件 数
ご相談・お問合せ	53,609
苦情	349
合計	53,958

■ 苦情件数および内訳

項 目	件 数	占 率
新契約関連	126	36.1
収納関連	55	15.8
保全関連	42	12.0
保険金・給付金関連	75	21.5
その他	51	14.6
合計	349	100.0

4 契約者に対する情報提供の実態

P.13の「より快適に保険をお選びいただくために最適な情報を」をご覧ください。

5 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

保険契約者が、生命保険のしくみや制度についてご存じでなかったために不利益を被るような条項を、不利益条項(デメリット情報)といえます。当社では、これらの情報をあらかじめ保険契約者に正確にお伝えすることが重要であると考え、ご契約のお申込みをいただくまでの間に「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」などの諸情報を提供し、そのうえで「意向確認書」によりお申込内容を確認していただくことを通じて、保険契約者に対する情報提供の徹底を図っております。

デメリット情報の代表的なものは以下のとおりですが、実際のご契約におけるお取扱いに関しましては、普通保険約款および各特約条項を必ずご確認ください。

-1 お申込みの撤回など(クーリング・オフ制度)について

保険契約者をご契約のお申込日の翌日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、保険料をすでにお払込みいただいているときには保険料を全額お返しします。

-2 保険金などのお支払い、または保険料の払込みの免除ができない場合について

以下のような場合には、保険金などのお支払い、または保険料の払込みの免除ができません。

(1) 免責事由に該当する場合のおもな例

保険金などの種類		お支払いできない場合・保険料の払込みが免除されない場合
死亡保険	死亡保険金 (または死亡年金)	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始期(復活の場合には最後の復活の際の責任開始期)の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 死亡保険金受取人(または死亡年金受取人)の故意(ただし、その者が死亡保険金(または死亡年金)の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います) 保険契約者の故意 戦争その他の変乱(ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じ、保険金(または年金)を全額または削減して支払うことがあります)
	災害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 死亡保険金受取人の故意または重大な過失(ただし、その者が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います) 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波(ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じ、保険金を全額または削減して支払うことがあります)
	高度障害保険金 (または高度障害年金)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の自殺行為 保険契約者または被保険者の故意による傷害行為 被保険者の犯罪行為 戦争その他の変乱(ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じ、保険金(または年金)を全額または削減して支払うことがあります)
医療保険	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 被保険者の薬物依存 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波(ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じ、給付金を全額または削減して支払うことがあります)
就業不能保険	就業不能給付金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の精神障害(精神疾患の診断の有無にかかわらず、自由な意思決定能力がないかまたは著しく減退した状態)を原因とする事故 被保険者の妊娠・出産等 被保険者の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、他覚所見(理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等)により認められる異常所見)のないもの 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の自殺行為または犯罪行為 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 被保険者の薬物依存 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波(ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じ、給付金を全額または削減して支払うことがあります)

就業不能保険	就業不能給付金(精神疾患)	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の薬物依存 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波(ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じ、給付金を全額または削減して支払うことがあります)
死亡保険	保険料の払込みの免除(所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したとき)	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波(ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、保険料の払込みを免除することがあります)
医療保険・がん保険・就業不能保険	保険料の払込みの免除(傷害または疾病によって所定の高度障害状態に該当したとき)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の自殺行為 保険契約者または被保険者の故意による傷害行為 被保険者の犯罪行為 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波(ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、保険料の払込みを免除することがあります)
	保険料の払込みの免除(所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したとき)	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波(ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、保険料の払込みを免除することがあります)

(2) 「重大事由による解除」における重大事由に該当する場合

次のような事由に該当し、ご契約または特約が解除されたとき、保険金などのお支払いができないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金などの受取人がご契約の保険金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき
- ②ご契約の保険金などの請求に関し、保険金などの受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③ご契約の重複により保険金などの合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④保険契約者、被保険者または保険金などの受取人が反社会的勢力^(※1)に該当すると認められるとき、または、これらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有していると認められるとき
- ⑤上記の他、保険契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ないご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき

※ 上記の事由が生じた以後に保険金などの支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じたときは、当社は保険金のお支払いまたは保険料の払込みの免除を行いません(上記④の事由にのみ該当した場合で、保険金などの受取人が複数の場合、保険金などのうち、上記④に該当した一部の受取人にお支払いすることになっていた保険金などを除いた額を他の受取人に支払います)。すでに保険金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払込みを免除していたときには免除した保険料のお払込みがなかったものとして取扱います。

(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金などの提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

(3) 告知義務違反があった場合

お申込みの際に告知していただいた内容について、事実を正しく告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合、ご契約または特約が告知義務違反のため解除となり、保険金などのお支払いができないことがあります。

(4) ご契約が失効している場合

ご契約の失効中に支払事由または免除事由が発生した場合、保険金などのお支払いまたは保険料の払込みの免除ができません。

(5) 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・保険契約者、被保険者または保険金などの受取人の詐欺によってご契約を締結または復活したときは、当社はそのご契約を取消すことができます。この場合、お払込みいただいた保険料はお返ししません。
- ・保険契約者が保険金などを不法に取得する目的または他人に保険金などを不法に取得させる目的をもってご契約を締結または復活したときは、そのご契約は無効となります。この場合、お払込みいただいた保険料はお返ししません。

-3 解約と解約返戻金について

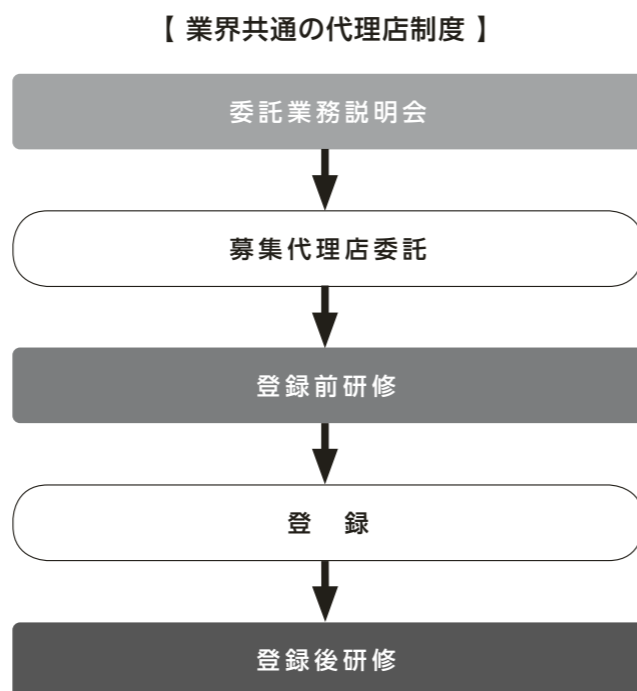
お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払い、一部はご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、ご契約を保険期間の途中で解約されますと多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。

6 代理店教育・研修の概略

当社は、インターネット上において「お客さまに商品内容をご理解いただき自らお申込手続きいただく」ことを前提とした募集形態をとっていることから、お客さまにとってわかりやすく的確な情報提供を行うことができる募集代理店の育成が重要と認識しております。

また、お客さまに安心と満足を実感いただくためには、募集代理店がインターネット上で募集を行う際にも「お客さまの意向を踏まえ、ニーズに合致した保険商品を提供すること」「比較推奨販売を適切に実践して、お客さまに最適な保険を選んでいただけること」が重要であると考えております。

こうした認識のもと、募集代理店の登録前、登録後の研修などにおいて、当社商品の販売に必要な知識についての研修を行うとともに、コンプライアンスを遵守した正しい募集活動の意識を高めることを目的とした研修を実施しております。



7 新規開発商品の状況

-1 「アクサダイレクトの働けないときの安心」の発売

病気(精神疾患を含む)やケガにより働けなくなったときの収入減や日々の生活費負担等に不安を感じる方のニーズにお応えするため、病気(精神疾患を含む)やケガで働けなくなったときの収入減をサポートする保険「アクサダイレクトの働けないときの安心」(就業不能保険(無解約返戻金型))を、2018年9月12日に発売いたしました。この商品は、うつ病などの精神疾患もカバーするなど、充実した保障内容でありながら、業界最安水準^(*)の保険料を実現いたしました。

(*)アクサダイレクト生命を含む全生命保険会社の就業不能保険および就労所得保障保険を以下の条件で比較した結果、保険料がもっとも安い保険会社の商品とアクサダイレクト生命の商品との保険料差が10%未満であったため「業界最安水準」という表記を使用しております。なお疾病・医療保険は、商品によって保障内容に差異があるため、正確な比較はできません。また保険料のみをもって商品の優劣を判断することはできません。

【比較条件】2018年8月1日現在
20歳、30歳、40歳、50歳の各男女、就業不能給付金月額20万円、保険期間・保険料払込期間65歳満了、月払。

8 保険商品一覧

当社の保険商品は、インターネットでお申込手続きを完結できるのが大きな特長です。販売中の商品は以下のものがあります(2019年7月1日現在)。

-1 死亡保険

- 「アクサダイレクトの終身保険」(終身保険(低解約返戻金型))
 - 終身保険(低解約返戻金型)は、死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合を保障する終身タイプの保険です。
 - 解約返戻金の水準を低く設定することにより、割安な保険料を実現しております。
 - リビング・ニーズ特約を付加することで、6ヵ月以内の余命宣告を受けた場合には生前に保険金を受け取ることができます。
 主契約:終身保険(低解約返戻金型)
特約:リビング・ニーズ特約
- 「アクサダイレクトの定期保険2」(定期保険(無解約返戻金型))
 - 定期保険(無解約返戻金型)は、死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合を保障する定期タイプの保険です。
 - 災害割増特約を付加することで、所定の不慮の事故や所定の感染症による死亡・所定の高度障害状態の場合の保障を上乗せすることができます。
 - リビング・ニーズ特約を付加することで、6ヵ月以内の余命宣告を受けた場合には生前に保険金を受け取ることができます。
 主契約:定期保険(無解約返戻金型)
特約:災害割増特約、リビング・ニーズ特約
- 「アクサダイレクトの収入保障2」(収入保障保険(無解約返戻金型))
 - 収入保障保険(無解約返戻金型)は、死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合に、保険期間満了時まで毎月定額の年金をお支払いする保険です。
 - 年金支払いに代えて未払年金の現価の全部または一部を一時金としてお支払いすることもできます。
 - 災害割増特約を付加することで、所定の不慮の事故や所定の感染症による死亡・所定の高度障害状態の場合の保障を上乗せすることができます。
 - リビング・ニーズ特約(収入保障保険(無解約返戻金型)用)を付加することで、6ヵ月以内の余命宣告を受けた場合には生前に保険金を受け取ることができます。
 主契約:収入保障保険(無解約返戻金型)
特約:災害割増特約、リビング・ニーズ特約(収入保障保険(無解約返戻金型)用)

-2 医療保険

- 「アクサダイレクトの終身医療」(終身医療保険(無解約返戻金型))
 - 終身医療保険(無解約返戻金型)Ⅰ型^(*)は、病気・ケガの治療を直接の目的として入院した場合や、所定の手術を受けた場合を保障する、終身タイプの保険です。
 - 健康祝金特則を付加することで、主契約の給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じなかったときに、健康祝金を3年ごとに受け取ることができます。
 - 特約を付加することで、所定の3大疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を直接の目的として入院を開始した場合に、以後の保険料の払込みを不要とすることができます。また、入院時の上乗せ保障や、先進医療を受けたときの保障、所定のがん・所定の女性特有の病気の治療を直接の目的として入院した場合の保障を追加することができます。
 (*)Ⅰ型(入院・手術を保障)、Ⅱ型(入院のみを保障)のいずれかから選択可能です。
- 主契約:終身医療保険(無解約返戻金型)
特約(特則):健康祝金特則、先進医療特約、3大疾病保険料払込免除特約、長期入院時一時金給付特約、入院時一時金給付特約(15)、女性疾病入院特約
- 「アクサダイレクトの定期医療」(医療保険(定期型))
 - 医療保険(定期型)は、病気・ケガの治療を直接の目的として入院した場合や、所定の手術を受けた場合を保障する、定期タイプの保険です。
 - 入院時一時金給付特約を付加することで、入院時の保障を上乗せすることができます。
 主契約:医療保険(定期型)
特約:入院時一時金給付特約

9 情報システムに関する状況

9-1 情報システムに関する状況

当社では、日本初のインターネット専業生命保険会社として開業以来、磐石な情報システム基盤を維持するため、情報セキュリティの維持強化はもとより、システム開発力の拡充やシステム基盤の充実を通じ、お客さまサービスの向上に努めております。

-1 情報セキュリティ管理および個人情報保護管理態勢の向上

インターネットを主要販売チャネルとする当社においては、情報セキュリティの維持強化を最重要項目と位置付け、情報セキュリティ基本方針の制定をはじめ、グローバルスタンダードに沿ったアクサイnfォメーションセキュリティポリシーを実務指針として準拠し、加えて、情報セキュリティハンドブックを全役職員へ配布し啓蒙に努めております。また、データセンターにおけるフィジカルセキュリティ、IT内部統制強化を通じたロジカルセキュリティの充実、さらに、最先端の情報技術を用いて、外部からの攻撃、不正侵入、ウィルス・ワーム汚染、情報漏えい、故障や災害による情報消失に備えております。これらの対策により、セキュリティレベルの高度化および個人情報保護管理の強化を進め、強固なセキュリティ態勢を維持しております。

-2 システムリスク管理態勢の強化

定期的なリスクアセスメントを通じ、情報システムにかかるさまざまなリスクを洗い出し、事前の対策策定および演習を通じたリスクコントロールにより、システムリスク管理の徹底を図っております。また、過去のリスク顕在化事象の調査、分析、改善策を共有し評価することにより、システムリスクを全社の重要管理事項と位置付け、リスク軽減に向けた取組みを強化しております。

-3 システム企画・開発体制の効率化

常に最新、最良のソリューションを調査研究し、お客さまの利便性向上、業務の効率化および事業費の抑制に向けたシステム企画を推進しております。また、システム開発においては、迅速かつ高品質を基本方針として、新商品開発、新機能開発および機能改善に取り組んでおり、信頼度の高い業務システムの提供に努めております。加えて、システム開発ライフサイクルの改善を適宜推進するとともに、経営層および関連部門長で構成するIT投資検討会議を定期開催し、開発案件優先順位付けを行い、また外部委託管理の強化等も通じ高効率な開発体制を築くことにより、事業費抑制を通じたシステム投資効果の最大化、最適化に努めております。

-4 システム基盤運用体制の充実と安定稼働

お客さまの大切なご契約をお預かりするには、磐石なシステム基盤を要すると考えております。当社では、本番業務を運用するプロダクションデータセンターと災害対策用のバックアップデータセンターを設置するとともに、ネットワークの多重化も含め充実した予備態勢を維持し、不測の事態に備えておりま

10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

「社会に貢献する社会の実現を目指して」をご覧ください。
P.16の「多様性を尊重する社会の実現を目指して」をご覧ください。

-3 がん保険

○「アクサダイレクトのがん終身」(がん保険(終身型))

- がん保険(終身型)は、所定のがんの治療を直接の目的として入院した場合や、所定のがんと診断された場合を保障する、終身タイプの保険です。
- がん入院給付金は、日数無制限でお支払いします。がん診断給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回のみです。
- 特約を付加することで、所定のがんの治療を直接の目的として、所定の抗がん剤治療や手術、先進医療を受けたときの保障、退院時の保障を追加することができます。また、所定の女性特有のがんの治療を直接の目的として入院したときの保障を追加することができます。さらに、一定期間無事故であったときに給付金を受け取ることもできます。

主契約:がん保険(終身型)

特 約:抗がん剤治療特約、がん手術給付特約(終身型)+がん先進医療特約+がん退院療養特約(終身型)、女性がん入院特約、がん無事故給付特約

○「アクサダイレクトのがん定期」(がん保険(定期型))

- がん保険(定期型)は、所定のがんの治療を直接の目的として入院した場合や、所定のがんと診断された場合を保障する、定期タイプの保険です。
- がん入院給付金は、日数無制限でお支払いします。がん診断給付金のお支払いは、保険期間(更新契約の保険期間を含みます)を通じて1回のみです。
- 特約を付加することで、所定のがんの治療を直接の目的として、所定の手術や先進医療を受けたときの保障、退院時の保障を追加することができます。

主契約:がん保険(定期型)

特 約:がん手術給付特約(定期型)+がん先進医療特約+がん退院療養特約(定期型)

-4 就業不能保険

○「アクサダイレクトの働けなときの安心」(就業不能保険(無解約返戻金型))

- 病気やケガで働けなくなった場合を保障する、定期タイプの保険です(所定の精神疾患も保障します)。
- 所定の就業不能状態が支払対象外期間(60日)^(*)をこえて継続した場合に、その就業不能状態が継続しているかぎり、保険期間満了まで毎月、就業不能給付金をお支払いします(通算支払限度はありません)。
- 所定の就業不能状態(精神疾患)が支払対象外期間(60日)^(*)をこえて継続した場合に、その就業不能状態(精神疾患)が継続している期間中、保険期間満了まで毎月、通算18回を限度として就業不能給付金(精神疾患)をお支払いします。
- 就業不能給付金および就業不能給付金(精神疾患)のお支払金額は、就業不能給付金月額です。
- 「初期支払削減特則」を付加することにより、所定の就業不能状態に該当した日からその日を含めて540日以内、または、所定の就業不能状態(精神疾患)に該当した日からその日を含めて540日以内のお支払金額を50%削減することもできます。

(*)所定の就業不能状態が支払対象外期間をこえて継続した場合で、その就業不能状態が終了した日の翌日からその日を含めて180日以内の保険期間中に、再び、所定の就業不能状態に該当したときは、新たな就業不能状態に対する支払対象外期間は30日となります。
所定の就業不能状態(精神疾患)が支払対象外期間をこえて継続した場合で、その就業不能状態(精神疾患)が終了した日の翌日からその日を含めて180日以内の保険期間中に、再び、所定の就業不能状態(精神疾患)に該当したときは、新たな就業不能状態(精神疾患)に対する支払対象外期間は30日となります。

主契約:就業不能保険(無解約返戻金型)

特 約:なし

-5 引受基準緩和型保険

○「アクサダイレクトのはいりやすい定期」(引受基準緩和型定期保険(無解約返戻金型))

- 引受基準緩和型定期保険(無解約返戻金型)は、持病のある方や、過去に入院・手術をされた方でも入りやすい保険です。
- 所定の2つの告知項目に該当しなければ、糖尿病のためインスリン治療中の方などでもお申込みいただけます。
- 死亡した場合を保障する定期タイプの保険です。
- リビング・ニーズ特約を付加することで、6ヵ月以内の余命宣告を受けた場合には生前に保険金を受け取ることができます。

主契約:引受基準緩和型定期保険(無解約返戻金型)

特 約:リビング・ニーズ特約

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	2,501	2,885	3,672	4,284	5,025
経常損失(△)	△3,128	△3,341	△3,633	△3,167	△1,580
基礎利益	△3,113	△3,311	△3,595	△3,136	△1,538
当期純損失(△)	△2,411	△2,520	△2,778	△2,374	△1,210
資本金の額および発行済株式の総数	9,750 644,614株	9,750 644,614株	9,750 644,614株	9,750 644,614株	10,500 1,894,614株
総資産	12,540	10,949	9,324	8,465	10,247
うち特別勘定資産	-	-	-	-	-
責任準備金残高	2,779	3,650	4,815	6,173	7,735
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	-	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	3,190.2%	3,025.4%	2,190.4%	1,723.2%	1,803.5%
従業員数	65名	75名	97名	93名	96名
保有契約高	425,627	473,174	530,327	577,808	631,705
個人保険	425,627	473,174	530,327	577,808	631,705
個人年金保険	-	-	-	-	-
団体保険	-	-	-	-	-
団体年金保険保有契約高	-	-	-	-	-

V. 財産の状況

1 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)	科目	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金および預貯金	6,586	8,906	保険契約準備金	6,387	7,983
現金	0	0	支払備金	213	248
預貯金	6,586	8,906	責任準備金	6,173	7,735
有価証券	-	-	代理店借	16	24
有形固定資産	82	76	再保険借	79	137
建物	39	34	その他負債	511	337
その他の有形固定資産	42	42	未払法人税等	5	5
無形固定資産	164	246	未払金	0	20
ソフトウェア	164	246	未払費用	457	253
再保険貸	77	147	預り金	3	10
その他資産	1,364	691	資産除去債務	17	17
未収金	1,292	604	仮受金	27	30
前払費用	30	44	役員退職慰労引当金	10	14
預託金	41	42	価格変動準備金	0	0
その他の資産	0	0	負債の部合計	7,005	8,498
繰延税金資産	190	177	(純資産の部)		
貸倒引当金	△0	-	資本金	9,750	10,500
			資本剰余金	8,590	9,340
			資本準備金	8,590	9,340
			利益剰余金	△16,880	△18,091
			その他利益剰余金	△16,880	△18,091
			繰越利益剰余金	△16,880	△18,091
			株主資本合計	1,460	1,749
			その他有価証券評価差額金	-	-
			評価・換算差額等合計	-	-
			純資産の部合計	1,460	1,749
資産の部合計	8,465	10,247	負債および純資産の部合計	8,465	10,247

【貸借対照表注記】

2017年度	2018年度
<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。 ②リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産は、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産の減価償却の方法 利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金の計上方法 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。</p> <p>(7) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）により計算しております。</p> <p>(8) 保険業法第113条繰延資産の償却方法 保険業法第113条繰延資産の償却方法は、定款の規定に基づき償却しております。</p>	<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。 ②リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産は、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産の減価償却の方法 利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は0百万円です。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金の計上方法 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。</p> <p>(7) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）により計算しております。</p>

2017年度	2018年度																																																	
<p>2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、負債の特性やキャッシュフローの状況を踏まえ、流動性を重視しつつ安定的な利息収入を得ることを目指してあります。こうした認識に基づき、具体的には、必要な現預金を維持することを主眼としております。 資金調達にかかる流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき関連部門が適時に将来キャッシュフロー分析を行い、必要な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。</p> <p>おもな金融資産および金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金および預貯金</td> <td>6,586</td> <td>6,586</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：百万円）</p> <p>注）現金および預貯金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品該当する事項はありません。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額（リース資産含む）は58百万円であります。</p> <p>4. 関係会社に対する金銭債権の総額は1,112百万円、金銭債務の総額は8百万円です。</p> <p>5. 繰延税金資産の総額は、816百万円、繰延税金負債の総額は、2百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、623百万円です。なお、繰延税金資産の発生のおもな原因別内訳は、繰越欠損金596百万円です。繰延税金負債の発生のおもな原因別内訳は、資産除去債務に対応する資産2百万円です。</p> <p>当年度における法定実効税率は28.24%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減額△1.8%、税率差異の増減額△1.98%であります。</p>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	現金および預貯金	6,586	6,586	－	<p>2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、負債の特性やキャッシュフローの状況を踏まえ、流動性を重視しつつ安定的な利息収入を得ることを目指してあります。こうした認識に基づき、具体的には、必要な現預金を維持することを主眼としております。 資金調達にかかる流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき関連部門が適時に将来キャッシュフロー分析を行い、必要な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。</p> <p>おもな金融資産および金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金および預貯金</td> <td>8,906</td> <td>8,906</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：百万円）</p> <p>注）現金および預貯金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品該当する事項はありません。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額（リース資産含む）は76百万円です。</p> <p>4. 関係会社に対する金銭債権の総額は389百万円、金銭債務の総額は24百万円です。</p> <p>5. 繰延税金資産の総額は、839百万円、繰延税金負債の総額は、2百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、659百万円です。繰延税金資産の発生のおもな原因別内訳は、税務上の繰越欠損金634百万円です。繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額は634百万円、将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額は24百万円です。繰延税金負債の発生のおもな原因別内訳は、資産除去債務に対応する資産2百万円です。</p> <p>税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超 10年以内</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税務上の繰越欠損金*</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>39</td> <td>117</td> <td>104</td> <td>373</td> <td>634</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>39</td> <td>117</td> <td>104</td> <td>373</td> <td>634</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 当社は連結納税を採用しており、法人税法上の連結欠損金個別帰属額はなく、地方税法上の控除対象個別帰属調整額および控除対象個別帰属税額を有するため、税務上の繰越欠損金は住民税の実効税率を乗じた額です。</p> <p>当年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減額△2.45%、税率差異の増減額△0.78%であります。</p> <p>6. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は19百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は55百万円です。</p> <p>7. 1株当たりの純資産額は2,265円3銭です。</p> <p>8. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は35百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>9. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	現金および預貯金	8,906	8,906	－		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	合計	税務上の繰越欠損金*	－	－	39	117	104	373	634	評価性引当額	－	－	39	117	104	373	634	繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－	<p>6. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は46百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は68百万円です。</p> <p>7. 1株当たりの純資産額は923円19銭です。</p> <p>8. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は38百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>9. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																															
現金および預貯金	6,586	6,586	－																																															
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																															
現金および預貯金	8,906	8,906	－																																															
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	合計																																											
税務上の繰越欠損金*	－	－	39	117	104	373	634																																											
評価性引当額	－	－	39	117	104	373	634																																											
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－																																											

2 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
経常収益	4,284	5,025
保険料等収入	4,278	4,994
保険料	4,085	4,722
再保険収入	193	271
資産運用収益	0	0
利息および配当金等収入	0	0
預貯金利息	0	0
その他経常収益	6	31
その他の経常収益	6	31
経常費用	7,452	6,606
保険金等支払金	1,318	1,743
保険金	383	622
年金	11	22
給付金	556	638
解約返戻金	87	118
その他返戻金	0	0
再保険料	279	341
責任準備金等繰入額	1,373	1,595
支払備金繰入額	15	34
責任準備金繰入額	1,358	1,561
資産運用費用	0	0
支払利息	0	0
事業費	3,212	3,175
その他経常費用	1,547	91
税金	19	28
減価償却費	46	62
保険業法第113条繰延資産償却費	1,481	-
その他の経常費用	0	0
経常損失(△)	△ 3,167	△ 1,580
特別損失	0	0
固定資産等処分損	0	0
税引前当期純損失(△)	△ 3,168	△ 1,581
法人税および住民税	△ 1,107	△ 383
法人税等調整額	313	12
法人税等合計	△ 793	△ 370
当期純損失(△)	△ 2,374	△ 1,210

【 損益計算書注記 】

2017年度	2018年度
--------	--------

1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は65百万円であります。
2. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は12百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は12百万円であります。
3. 1株当たりの当期純損失は3,683円74銭であります。
4. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) 親会社および法人主要株主等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	アクサ生命保険(株)	(被所有) 直接 100.00%	役員兼任 出向者給与 の支払	連結納税に伴う 受取予定額	1,112	未収金	1,112
				出向者給与 の支払	58	未払 費用	6

(注) 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうえで決定しております。

(2) 子会社および関連会社
該当する事項はありません。

(3) 兄弟会社

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	アクサ損害保険(株)	-	代理店 出向者給与 の支払	代理店手数料	17	代理 店借	1
				出向者給与 の支払	24	未払 費用	1

(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうえで決定しております。
2. 取引金額および期末残高には消費税等を含めております。

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は84百万円であります。
2. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は27百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は13百万円であります。
3. 1株当たりの当期純損失は1,783円85銭であります。
4. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) 親会社および法人主要株主等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	アクサ生命保険 (株)	(被所有) 直接 100.00%	役員兼任 出向者給与 の支払	連結納税に伴う 受取予定額	389	未収金	389
				増資の引受	1,500	資本金 資本準備金	750 750
				出向者給与 の支払	71	未払費用	13
				システム導入 開発費用	10	未払費用	10

(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうえで決定しております。
2. 取引金額および期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社および関連会社
該当する事項はありません。

(3) 兄弟会社

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	アクサ損害保険(株)	-	代理店 出向者給与 の支払	代理店手数料	17	代理 店借	1
				出向者給与 の支払	17	未払 費用	-

(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうえで決定しております。
2. 取引金額および期末残高には消費税等を含めております。

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	2017年度	2018年度
	(2017年4月1日から2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△ 3,168	△ 1,581
減価償却費	46	62
支払備金の増減額 (△は減少)	15	34
責任準備金の増減額 (△は減少)	1,358	1,561
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	△ 0
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2	3
利息および配当金等収入	△ 0	△ 0
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	0	0
再保険貸の増減額 (△は増加)	11	△ 69
保険業法第113条繰延資産の増減額 (△は増加)	1,481	-
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△ 65	△ 50
代理店借の増減額 (△は減少)	2	8
再保険借の増減額 (△は減少)	19	58
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は減少)	117	△ 173
小 計	△ 178	△ 146
利息および配当金等の受取額	0	0
利息の支払額	△ 0	△ 0
法人税等の支払額	△ 5	△ 5
法人税等の還付金	1,203	1,111
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,019	960
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	-	-
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却・償還による収入	-	-
資産運用活動計	-	-
(営業活動および資産運用活動計)	(1,019)	(960)
有形固定資産の取得による支出	△ 15	△ 14
有形固定資産の売却による収入	-	0
無形固定資産の取得による支出	△ 157	△ 125
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 173	△ 140
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	-	1,500
リース債務の返済による支払	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	1,500
現金および現金同等物にかかる換算差額	-	-
現金および現金同等物の増減額 (△は減少)	845	2,319
現金および現金同等物期首残高	5,740	6,586
現金および現金同等物期末残高	6,586	8,906

(注) 1. 現金および現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物は、手許現金、要求払預金および取得から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

4 株主資本等変動計算書

2017年度 (2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	9,750	8,590	8,590	△ 14,506	△ 14,506	3,834	3,834
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当				-	-	-	-
当期純損失				△ 2,374	△ 2,374	△ 2,374	△ 2,374
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,374	△ 2,374	△ 2,374	△ 2,374
当期末残高	9,750	8,590	8,590	△ 16,880	△ 16,880	1,460	1,460

2018年度 (2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	9,750	8,590	8,590	△ 16,880	△ 16,880	1,460	1,460
当期変動額							
新株の発行	750	750	750	-	-	1,500	1,500
剰余金の配当				-	-	-	-
当期純損失				△ 1,210	△ 1,210	△ 1,210	△ 1,210
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							-
当期変動額合計	750	750	750	△ 1,210	△ 1,210	289	289
当期末残高	10,500	9,340	9,340	△ 18,091	△ 18,091	1,749	1,749

【株主資本等変動計算書注記】

2017年度					2018年度				
1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項 (単位:株)					1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項 (単位:株)				
	当期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数		当期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	644,614	-	-	644,614	普通株式	644,614	1,250,000	-	1,894,614
合計	644,614	-	-	644,614	合計	644,614	1,250,000	-	1,894,614
自己株式					自己株式				
普通株式	-	-	-	-	普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	合計	-	-	-	-
2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当する事項はありません。					2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当する事項はありません。				
3. 配当に関する事項 該当する事項はありません。					3. 配当に関する事項 該当する事項はありません。				
4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。					4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。				

5 債務者区分による債権の状況

該当ありません。

6 リスク管理債権の状況

該当ありません。

7 元本補填契約のある信託にかかる貸出金の状況

該当ありません。

8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,589	4,187
資本金等	1,460	1,749
価格変動準備金	0	0
危険準備金	400	442
一般貸倒引当金	-	-
(その他有価証券の評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	-	-
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,728	1,995
負債性資本調達手段等	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	416	464
保険リスク相当額 R ₁	309	332
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	86	106
予定利率リスク相当額 R ₂	0	0
最低保証リスク相当額 R ₇	-	-
資産運用リスク相当額 R ₃	67	91
経営管理リスク相当額 R ₄	13	15
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,723.2%	1,803.5%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条、第190条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

9 有価証券等の時価情報(会社計)

-1 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

該当ありません。

○ 満期保有目的の債券

該当ありません。

○ 責任準備金対応債券

該当ありません。

○ その他有価証券

該当ありません。

-2 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

-3 デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

10 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
基礎利益 A	△ 3,136	△ 1,538
キャピタル収益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
その他キャピタル収益	-	-
キャピタル費用	-	-
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券評価損	-	-
金融派生商品費用	-	-
為替差損	-	-
その他キャピタル費用	-	-
キャピタル損益 B	-	-
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	△ 3,136	△ 1,538
臨時収益	-	-
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
個別貸倒引当金戻入額	-	-
その他臨時収益	-	-
臨時費用	31	42
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	31	42
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用	-	-
臨時損益 C	△ 31	△ 42
経常利益(損失) A + B + C	△ 3,167	△ 1,580

11 計算書類等についての会社法による会計監査人の監査

計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

12 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書についての金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明

該当ありません。

13 代表者による財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性の確認

財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性については、当社の代表取締役が確認しております。

1 主要な業務の状況を示す指標等

-1 決算業績の概況

個人保険の新契約件数は29,614件、前年度比30.6%の増加となりました。
 新契約高は110,511百万円と前年度比21.5%の増加であり、3月末保有件数126,332件、同保有契約高631,705百万円となっております。
 また、保険料等収入4,994百万円等により、経常収益は5,025百万円となりました。経常費用6,606百万円(うち、保険金等支払金1,743百万円、責任準備金等繰入額1,595百万円、事業費3,175百万円、その他経常費用91百万円)、法人税等合計△370百万円を控除した結果、当期純損失は△1,210百万円となりました。
 なお、ソルベンシー・マージン比率は1,803.5%となっており、十分に高い健全性を確保しております。

-2 保有契約高および新契約高

■ 保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区分	2017年度末				2018年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	105	116.9	5,778	109.0	126	119.6	6,317	109.3
個人年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—

■ 新契約高

(単位:千件、億円、%)

区分	2017年度						2018年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	22	91.7	909	93.2	909	—	29	130.6	1,105	121.5	1,105	—
個人年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

-3 年換算保険料

■ 保有契約

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	4,237	116.9	5,092	120.2
個人年金保険	—	—	—	—
合計	4,237	116.9	5,092	120.2
うち医療保障・生前給付保障等	2,041	124.3	2,660	130.3

■ 新契約

(単位:百万円、%)

区分	2017年度		2018年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	951	95.8	1,215	127.8
個人年金保険	—	—	—	—
合計	951	95.8	1,215	127.8
うち医療保障・生前給付保障等	568	104.5	805	141.8

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
 2. 医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

-4 保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区分	保 有 金 額	保 有 金 額	
		2017年度末	2018年度末
普通死亡	個人保険	577,808	631,705
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
死亡保障	団体年金保険	—	—
	その他共計	577,808	631,705
	個人保険	(113,858)	(118,786)
災害死亡	個人年金保険	(—)	(—)
	団体保険	(—)	(—)
	団体年金保険	(—)	(—)
その他の条件付死亡	その他共計	(113,858)	(118,786)
	個人保険	(—)	(—)
	個人年金保険	(—)	(—)
満期・生存給付	団体保険	(—)	(—)
	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(10,031)	(12,538)
生存保障	個人年金保険	(—)	(—)
	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(—)	(—)
年金	個人保険	(—)	(—)
	個人年金保険	(—)	(—)
	団体年金保険	(—)	(—)
その他	その他共計	(—)	(—)
	個人保険	(—)	(—)
	個人年金保険	(—)	(—)
災害入院	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(261)	(297)
	個人年金保険	(—)	(—)
入院保障	個人保険	(261)	(297)
	個人年金保険	(—)	(—)
	団体年金保険	(—)	(—)
疾病入院	その他共計	(261)	(297)
	個人保険	(—)	(—)
	個人年金保険	(—)	(—)
その他の条件付入院	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(447)	(520)
	個人年金保険	(—)	(—)

(注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
 2. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
 3. 生存保障の満期・生存給付、入院保障の疾病入院、およびその他の条件付入院の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位:件)

区 分		保 有 件 数	
		2017年度末	2018年度末
障害保障	個人保険	-	-
	個人年金保険	-	-
	団体保険	-	-
	団体年金保険	-	-
	その他共計	-	-
手術保障	個人保険	59,411	68,031
	個人年金保険	-	-
	団体保険	-	-
	団体年金保険	-	-
	その他共計	59,411	68,031

-5 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位:百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2017年度末	2018年度末
死亡保険	終身保険	19,690	20,850
	定期付終身保険	-	-
	定期保険	558,118	610,855
	その他共計	577,808	631,705
生死混合保険	養老保険	-	-
	定期付養老保険	-	-
	生存給付金付定期保険	-	-
	その他共計	-	-
生存保険		-	-
年金保険	個人年金保険	-	-
災害・疾病関係特約	災害割増特約	113,858	118,786
	傷害特約	-	-
	災害入院特約	-	-
	疾病特約	-	-
	成人病特約	-	-
	その他の条件付入院特約	194	219

(注)入院特約の金額は入院給付日額を表します。

-6 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位:百万円)

区 分		保有契約年換算保険料	
		2017年度末	2018年度末
死亡保険	終身保険	427	461
	定期付終身保険	-	-
	定期保険	1,819	2,024
	その他共計	4,237	5,092
生死混合保険	養老保険	-	-
	定期付養老保険	-	-
	生存給付金付定期保険	-	-
	その他共計	-	-
生存保険		-	-
年金保険	個人年金保険	-	-

-7 契約者配当の状況

該当ありません。

2 保険契約に関する指標等

-1 保有契約増加率

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	9.0%	9.3%
個人年金保険	-	-
団体保険	-	-
団体年金保険	-	-

-2 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

区 分	2017年度	2018年度
新契約平均保険金	4,013	3,732
保有契約平均保険金	5,468	5,000

(注)新契約平均保険金については、転換契約を含んでおりません。

-3 新契約率(対年度始)

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	17.2%	19.1%
個人年金保険	-	-
団体保険	-	-

(注)転換契約は含んでおりません。

-4 解約失効率(対年度始)

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	5.5%	6.8%
個人年金保険	—	—
団体保険	—	—

(注) 解約失効率は、(解約+失効-復活+減額)÷年始保有で計算しております。

-5 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位:円)

2017年度	2018年度
41,880	43,206

(注) 1. 転換契約は含んでおりません。
2. 年間保険料(月払保険料×12)を表示しております。

-6 死亡率(個人保険主契約)

件 数 率		金 額 率	
2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
0.94 %	1.26 %	0.80%	1.26%

(注) 1. 死亡率は、死亡÷{(年始保有+年末保有+死亡)÷2}で計算しております。
2. 1% (パーミル)は、1,000分の1を表します。

-7 特約発生率(個人保険)

区 分		2017年度	2018年度
災害死亡保障契約	件 数	0.00%	0.25%
	金 額	0.00%	0.56%
障害保障契約	件 数	—	—
	金 額	—	—
災害入院保障契約	件 数	4.04%	3.73%
	金 額	4.15%	3.43%
疾病入院保障契約	件 数	49.12%	46.63%
	金 額	47.28%	44.20%
成人病入院保障契約	件 数	—	—
	金 額	—	—
疾病・傷害手術保障契約	件 数	—	—
	金 額	—	—
成人病手術保障契約	件 数	—	—
	金 額	—	—

(注) 1. 災害死亡保障契約の発生率は、発生÷{(年始保障+年末保障+災害死亡発生契約)÷2}で計算しております。それ以外は、発生÷{(年始保障+年末保障)÷2}で計算しております。
2. 1% (パーミル)は、1,000分の1を表します。

-8 事業費率(対収入保険料)

2017年度	2018年度
78.6%	67.2%

-9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた主要な保険会社等の数

2017年度	2018年度
4社	4社

-10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2017年度	2018年度
100%	100%

-11 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2017年度	2018年度
A以上	99.2%	99.1%
BBB以上A未満	—	—
その他(BBB未満・格付なし)	0.8%	0.9%

(注) 格付はS&P社による保険財務格付に基づいております。

-12 未だ収受していない再保険金の額

(単位:百万円)

2017年度	2018年度
48	96

■ -9~-12については、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積立てないとした第三分野保険はありません。

-13 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	2017年度	2018年度
第三分野発生率	31.9%	28.7%
医療(疾病)	29.7%	27.5%
がん	33.3%	31.3%
介護	—	—
その他	—	0.0%

(注) 1. 各区分には以下の商品を計上しております。
①医療:医療保険(定期型)(主契約)、入院時一時金給付特約、終身医療保険(無解約返戻金型)(主契約)、3大疾病保険料免除特約、長期入院時一時金給付特約、入院時一時金給付特約(15)、先進医療特約、女性疾病入院特約、および健康祝金特約。
②がん:がん保険(定期型・終身型)(主契約)、がん手術給付特約(定期型・終身型)、がん退院療養特約(定期型・終身型)、がん先進医療特約、がん無事故給付特約、女性がん特約、女性がん入院特約、抗がん剤治療特約、およびがん特約。
③介護:該当ありません。
④その他:就業不能保険。
2. 発生率は以下の算式により算出しております。
{(保険金・給付金等の支払額+対応する支払備金繰入額+保険金支払にかかる事業費等)÷{(年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料)÷2}
3. (注)2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いております。
4. (注)2の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払にかかる事業経費(支払確認費等)を計上しております。

3 経理に関する指標等

-1 支払備金明細表

(単位:百万円)

区 分		2017年度末	2018年度末
保 険 金	死亡保険金	89	138
	災害保険金	-	-
	高度障害保険金	-	-
	満期保険金	-	-
	その他	22	10
	小 計	111	148
年 金	-	-	
給付金	92	89	
解約返戻金	9	10	
保険金据置支払金	-	-	
その他共計	213	248	

-2 責任準備金明細表

(単位:百万円)

区 分		2017年度末	2018年度末	
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険		5,773	7,292
		(一般勘定)	5,773	7,292
		(特別勘定)	-	-
	個人年金保険		-	-
		(一般勘定)	-	-
		(特別勘定)	-	-
	団体保険		-	-
		(一般勘定)	-	-
		(特別勘定)	-	-
	団体年金保険		-	-
		(一般勘定)	-	-
		(特別勘定)	-	-
	その他		-	-
		(一般勘定)	-	-
		(特別勘定)	-	-
	小 計		5,773	7,292
		(一般勘定)	5,773	7,292
		(特別勘定)	-	-
危険準備金		400	442	
合 計		6,173	7,735	
	(一般勘定)	6,173	7,735	
	(特別勘定)	-	-	

-3 責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2017年度末	5,736	37	-	400	6,173
2018年度末	7,267	25	-	442	7,735

-4 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

積立方式	2017年度末		2018年度末	
	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	該当ありません	該当ありません	
積立率(危険準備金を除く)		100%	100%	

(注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としております。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しております。

② 責任準備金残高(契約年度別)

(単位:百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2006年度～2010年度	1,137	1.50%
2011年度	945	1.50%
2012年度	647	1.50%
2013年度	555	1.00%
2014年度	962	1.00%
2015年度	1,099	1.00%
2016年度	1,183	1.00%
2017年度	545	0.25%
2018年度	217	0.25%

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しております。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金にかかるおもな予定利率を記載しております。

-5 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約にかかる一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

該当ありません。

-6 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

-7 引当金明細表

(単位:百万円)

		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由および算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	貸借対照表注記1.会計方針に関する事項(3)を参照してください。
	個別貸倒引当金	0	-	△0	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	
役員退職慰労引当金		10	14	3	貸借対照表注記1.会計方針に関する事項(4)を参照してください。
価格変動準備金		0	0	-	貸借対照表注記1.会計方針に関する事項(5)を参照してください。

-8 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

-9 資本金等明細表

(単位:百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資本金		9,750	750	-	10,500	
うち 既発行株式	普通株式	(644,614株) 9,750	(1,250,000株) 750	(-株) -	(1,894,614株) 10,500	
	計	9,750	750	-	10,500	
資本剰余金		8,590	750	-	9,340	
資本準備金		8,590	750	-	9,340	
その他資本剰余金		-	-	-	-	
計		8,590	750	-	9,340	

-10 保険料明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	4,085	4,722
(うち一時払)	-	-
(うち年払)	72	52
(うち半年払)	10	8
(うち月払)	4,002	4,661
個人年金保険	-	-
(うち一時払)	-	-
(うち年払)	-	-
(うち半年払)	-	-
(うち月払)	-	-
団体保険	-	-
団体年金保険	-	-
その他共計	4,085	4,722

-11 保険金明細表

(単位:百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018年度 合計	2017年度 合計
死亡保険金	463	-	-	-	-	-	463	339
災害保険金	65	-	-	-	-	-	65	-
高度障害保険金	48	-	-	-	-	-	48	15
満期保険金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	46	-	-	-	-	-	46	29
合 計	622	-	-	-	-	-	622	383

-12 年金明細表

(単位:百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018年度 合計	2017年度 合計
22	-	-	-	-	-	22	11

-13 給付金明細表

(単位:百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018年度 合計	2017年度 合計
死亡給付金	-	-	-	-	-	-	-	-
入院給付金	188	-	-	-	-	-	188	173
手術給付金	93	-	-	-	-	-	93	80
障害給付金	-	-	-	-	-	-	-	-
生存給付金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	356	-	-	-	-	-	356	302
合 計	638	-	-	-	-	-	638	556

-14 解約返戻金明細表

(単位:百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018年度 合計	2017年度 合計
118	-	-	-	-	-	118	87

-15 減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	153	19	76	76	49.9
建物	69	4	34	34	49.4
リース資産	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	84	14	42	42	50.4
無形固定資産	450	43	203	246	45.2
その他	-	-	-	-	-
合 計	604	62	280	323	46.4

-16 事業費明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
営業活動費	287	334
営業管理費	891	834
一般管理費	2,033	2,006
合 計	3,212	3,175

(注)「一般管理費」には、生命保険契約者保護機構に対する負担金が2017年度3百万円、2018年度3百万円含まれております。

-17 税金明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国 税	8	15
消費税	-	-
地方法人特別税	3	4
印紙税	4	6
登録免許税	0	5
その他の国税	-	-
地方税	10	12
地方消費税	-	-
法人住民税	-	-
法人事業税	9	10
固定資産税	0	0
不動産取得税	-	-
事業所税	0	1
その他の地方税	-	0
合計	19	28

-18 リース取引

〈リース取引(借主側)〉

[通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

該当ありません。

-19 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4 資産運用に関する指標等

-1 資産運用の概況

① 2018年度の資産の運用状況

イ. 運用環境

2018年度は、米中貿易摩擦等による世界景気の後退懸念はあるものの、景気は緩やかな回復を続けました。

日経平均株価は、米中貿易摩擦の緩和期待、北朝鮮の核実験・大陸間弾道ミサイル発射実験の中止発表、円安傾向などが相場を支え、4月18日、終値ベースで22,000円台を回復しました。さらに、8月28日には23,000円台を回復、トルコ中銀の大幅利上げで新興国通貨不安が一服したことや米中貿易摩擦への過度の懸念が後退したこと等から、9月26日には24,000円台を回復しました。しかし、再び米中関係の悪化懸念により米株式市場が下落したことに加え、為替が円高方向に進んだこと等から12月25日は節目の20,000円を割り込んで大きく下落しました。3月末、日経平均株価は21,205円で終値をつけております。

米連邦準備制度理事会(FRB)は、6月、9月、12月と米連邦公開市場委員会(FOMC)で、政策金利(FFレート)の引き上げを決定し、誘導レンジは2.25~2.50%となりました。

また、欧州中央銀行(ECB)は、12月、量的緩和政策である資産購入プログラムを予定通り終了いたしました。

一方、日本銀行は7月の金融政策決定会合で、金融政策の枠組みを一部変更し、「長期金利の操作目標である10年物国債利回りをゼロ%程度で維持しつつ、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるもの」としました。その結果、10年日本国債の利回りは若干上昇しましたが、米長期金利の動向を受け2月以降はマイナス圏で推移しております。

ロ. 当社の運用方針

当社では、引続き、資産の流動性を十分に確保したポートフォリオ運営を行います。具体的には預金と日本国債への投資を運用方針の基本とし、流動性に関しては適切なコントロールを行いつつ、信用リスクも適切な範囲内に抑え、中長期的にも安定した健全なポートフォリオの構築を目指しております。

ハ. 運用実績の概況

2019年3月末の総資産は102億円となりました。そのうち、現金および預貯金が89億円、有価証券は保有しておりません。資産運用損益につきましては、利息収入が0百万円、支払利息が0百万円となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	6,586	77.8	8,906	86.9
買現先動定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
公社債	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-
公社債	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-
保険約款貸付	-	-	-	-
一般貸付	-	-	-	-
不動産	39	0.5	34	0.3
繰延税金資産	190	2.3	177	1.7
その他	1,648	19.5	1,127	11.0
貸倒引当金	△ 0	△ 0.0	-	-
合 計	8,465	100.0	10,247	100.0
うち外貨建資産	-	-	-	-

□. 資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	845	2,319
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	-	-
公社債	-	-
株 式	-	-
外国証券	-	-
公社債	-	-
株式等	-	-
その他の証券	-	-
貸付金	-	-
保険約款貸付	-	-
一般貸付	-	-
不動産	△ 5	△ 4
繰延税金資産	△ 313	△ 12
その他	△ 1,385	△ 521
貸倒引当金	△ 0	0
合 計	△ 859	1,781
うち外貨建資産	-	-

-2 運用利回り

(単位:%)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	-	-
うち公社債	-	-
うち株式	-	-
うち外国証券	-	-
貸付金	-	-
うち一般貸付	-	-
不動産	-	-
一般勘定計	△0.00	△0.00

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益-資産運用費用として算出した利回りです。

-3 主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	6,397	7,185
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	-	-
うち公社債	-	-
うち株式	-	-
うち外国証券	-	-
貸付金	-	-
うち一般貸付	-	-
不動産	42	37
一般勘定計	8,667	8,411
うち海外投融资	-	-

-4 資産運用収益明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
利息および配当金等収入	0	0
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	-	-
有価証券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
貸倒引当金戻入額	-	-
その他運用収益	-	-
合 計	0	0

-5 資産運用費用明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
支払利息	0	0
商品有価証券運用損	-	-
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券評価損	-	-
有価証券償還損	-	-
金融派生商品費用	-	-
為替差損	-	-
貸倒引当金繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
その他運用費用	-	-
合 計	0	0

-6 利息および配当金等収入明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	-	-
公社債利息	-	-
株式配当金	-	-
外国証券利息配当金	-	-
貸付金利息	-	-
不動産賃貸料	-	-
その他共計	0	0

-7 有価証券売却益明細表
該当ありません。

-8 有価証券売却損明細表
該当ありません。

-9 有価証券評価損明細表
該当ありません。

-10 商品有価証券明細表
該当ありません。

-11 商品有価証券売買高
該当ありません。

-12 有価証券明細表
該当ありません。

-13 有価証券の残存期間別残高
該当ありません。

-14 保有公社債の期末残高利回り
該当ありません。

-15 業種別株式保有明細表
該当ありません。

-16 貸付金明細表
該当ありません。

-17 貸付金残存期間別残高
該当ありません。

-18 国内企業向け貸付金企業規模別内訳
該当ありません。

-19 貸付金業種別内訳
該当ありません。

-20 貸付金使途別内訳
該当ありません。

-21 貸付金地域別内訳
該当ありません。

-22 貸付金担保別内訳
該当ありません。

-23 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額	償却 累計率
2017年度	土地	-	-	-	-	-	-
	建物	45	0	0	5	39	43.0%
	リース資産	-	-	-	-	-	-
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	40	15	-	13	42	39.9%
	合計	85	15	0	18	82	41.5%
	うち賃貸等不動産	-	-	-	-	-	-
2018年度	土地	-	-	-	-	-	-
	建物	39	0	0	4	34	49.4%
	リース資産	-	-	-	-	-	-
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	42	14	0	14	42	50.4%
	合計	82	14	0	19	76	49.9%
	うち賃貸等不動産	-	-	-	-	-	-

② 不動産残高および賃貸用ビル保有数

該当ありません。

-24 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

-25 固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
有形固定資産	0	0
土地	-	-
建物	0	0
リース資産	-	-
その他	-	0
無形固定資産	-	0
その他	-	-
合計	0	0
うち賃貸等不動産	-	-

-26 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

-27 海外投融資の状況

該当ありません。

-28 海外投融資利回り

該当ありません。

-29 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

-30 各種ローン金利

該当ありません。

-31 その他の資産明細表

該当ありません。

5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

-1 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

該当ありません。

-2 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

-3 デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当ありません。

1 リスク管理の体制

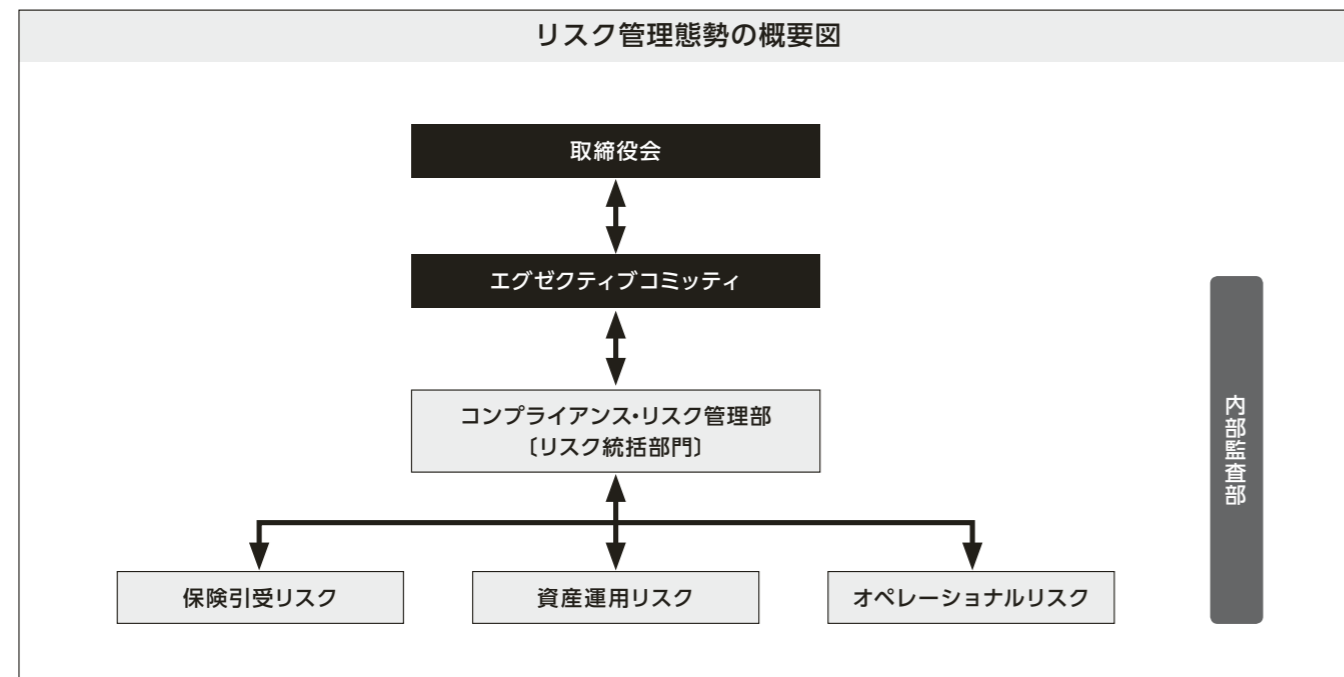
-1 基本的な考え方

金融の自由化・グローバル化、ならびにIT技術の革新的な進展等によりビジネスチャンスが拡大していきな、生命保険事業に付随するリスクは複雑多岐なものとなっております。当社では、経営の健全性・適切性を長期にわたって確保しつつ企業価値を高めていくために、リスク管理の基本方針を取締役会において制定し、リスクを適切に把握・コントロールしていくことを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、リスク管理態勢の強化に取組んでおります。

-2 リスク管理態勢

当社では、管理すべきおもなリスクの種類を①保険引受リスク、②資産運用リスク、③オペレーショナルリスクに分類し、各々のリスクに対してその管理の方針、把握・報告・意思決定の手続き、担当部署等を各リスク管理規程において明確化しております。会社全体のリスク管理を統括する部門としてコンプライアンス・リスク管理部を設置し、統合的なリスク管理に取組んでおります。また、リスクに関する重要事項については代表取締役を議長とする「エグゼクティブコミッティ」での審議を経て取締役会に報告等を行っております。さらに、リスク管理態勢の有効性について内部監査部によって検証される態勢を整備しております。このような枠組みに沿って、リスクの特性と状態に応じ、定量的または定性的な手法により管理が実施されております。各リスクの管理状況は、定期的にと取締役会へ報告され、経営の意思決定に利用されることとなります。

(2019年7月1日現在)



-3 再保険の方針

当社では、保険引受リスクの適切な分散を通じた保険事業の安定化を図るため、取締役会が定めた再保険に関する方針に沿って、保険金等の支払いの一部を再保険に付しております。出再にあたっては、再保険会社の格付等の健全性、再保険カバーの内容、一再保険会社への集中度等の所定事項を慎重に考慮のうえ判断しております。

また、再保険にかかるリスクの状況に関し、再保険会社の健全性および出再保険の収支について定期的にと取締役会へ報告しております。

なお、当社では再保険の引受（受再）は行っておりません。

2 コンプライアンスへの取組み

アクサダイレクト生命は、お客さまを含むあらゆる人々と長期的な信頼関係を築き、維持することが私たちの使命と考えております。そのため、コンプライアンス（法令等遵守にとどまらず社会的良識にしたがって高い企業倫理をもって行動すること）を経営上の重要な責務のひとつととらえ、態勢整備と意識向上に注力しております。

-1 コンプライアンス推進の枠組み

AXAグループは、全AXAグループ社員が守るべき「AXA Compliance & Ethics Code（AXAコンプライアンス・倫理規範）」を定めております。2019年、昨今のグローバルな社会環境の進展をふまえてリスクの変化に応じた重要項目を整理し、社員がコンプライアンスと倫理をより理解し体現しやすいようにシンプルかつ明確に原則を示すものとししました。アクサダイレクト生命もこの規範にしたがって高い企業倫理を実現し、お客さまの信頼にお応えするよう努めております。

AXAグループでは、コンプライアンスに関するグループ共通のスタンダードを定め、社員の倫理、顧客保護、個人情報保護、金融犯罪を含む観点で、定期的に各グループ会社のコンプライアンス推進状況をモニタリングしております。また、AXAグループでは、Three lines of defense（3つの防衛線）に基づきコンプライアンス・ガバナンスを整備しております。

これにしたがい、アクサダイレクト生命では3つの防衛線を次のように整備しております。

一人ひとりの社員には、自らの業務や行動において、その職責に応じてコンプライアンスを日々実践する責任があります。各部門においては各部長をコンプライアンス責任者と位置付け、コンプライアンス・リスク管理部と連携して、コンプライアンスの浸透と徹底を図っております（第一防衛ライン：First Line of Defense）。

コンプライアンス担当部門は、第一防衛ラインによるコンプライアンス実践を支援し、コンプライアンス態勢を整備する責任を担っております（第二防衛ライン：Second Line of Defense）。さらに、監査部門は、コンプライアンスを含む内部統制システム全般の有効性について、独立した観点からチェックをする責任を担っております（第三防衛ライン：Third Line of Defense）。

アクサダイレクト生命では、コンプライアンス・リスク管理部が全社のコンプライアンス態勢の整備とコンプライアンス活動の統括を担い、コンプライアンスに関する諸施策の立案・実行・モニタリング・評価を行います。重要なコンプライアンス事項については、ARCC（オーディット・リスク&コンプライアンス・コミッティ）や経営会議を通じ、定期的に経営層がモニタリングし、必要な指示を行っております。

-2 コンプライアンスリスク評価とコンプライアンスプログラム

AXAグループではグループ内共通のフレームワークにより、社員の倫理、顧客保護、個人情報保護、金融犯罪などの観点でコンプライアンスリスクを定期的に評価し、リスクに応じた改善アクションを策定・実施・モニタリングしております。

アクサダイレクト生命では、コンプライアンスリスク評価の結果をふまえ、年間実践計画「コンプライアンスプログラム」において、リスクに応じた実効的なアクションプランが策定・実施されることを確保しております。アクションの進捗状況は、ARCC（オーディット・リスク&コンプライアンス・コミッティ）等で経営層が定期的にモニタリングしております。

また、全社員を対象に「コンプライアンス・サーベイ」を行い、部門ごとのコンプライアンス意識と課題認識を分析のうえ、改善アクションを実施しております。

-3 コンプライアンス教育・研修の取組み

アクサダイレクト生命では、コンプライアンスの考え方や業務執行に関する法令などについて解説した「コンプライアンス・マニュアル」を定め、社内イントラネットなどを通じ全社員に周知しており、コンプライアンス教育の基盤として研修などに活用しております。このマニュアルでは、各社員の日常業務で発生するような事例を紹介しております。

また、「コンプライアンス教育・研修カリキュラム」を導入し、担当業務や階層に応じた教育体制を整備するとともに、コンプライアンスへの意識と知識を高める機会として、全社員を対象に毎年全社一斉コンプライアンステストを実施しております。保険募集代理店のためにも、「生命保険募集代理店のためのコンプライアンス・ハンドブック」を作成し、研修・指導に活用しております。

-4 内部通報制度の取組み

アクサダイレクト生命では、法令や会社規程などの違反行為やそのおそれを発見した場合に、速やかに報告できる内部通報制度（コンプライアンスレスキューダイヤル）を整備し、社内周知しております。

コンプライアンスレスキューダイヤルは、匿名でも報告できる窓口として、電話だけでなく、メール、ウェブ、郵送など複数の経路で報告を受け付けることで、問題が小さな段階に早期に報告され、早期に是正することを行っております。また、通報者の不利益取扱いを禁止するなど通報者の保護を図り、安心して報告できるように配慮し厳正に運用しております。

勧誘方針

アクサダイレクト生命では、「金融商品の販売等に関する法律」の定めに基づき、金融商品の販売にあたっては次の姿勢で販売を行うことを方針として定め、これを遵守いたします。

1. 適切な勧誘

お客様の知識・経験、資産状況などを十分考慮し、お客様にとって適切と考えられる保険商品をご選択いただけるよう努めてまいります。また、お客様の立場に立ち、ご迷惑となる場所や時間帯に、訪問・電話等による情報提供・保険勧誘は行わないように十分配慮いたします。

2. 適切な情報提供

お客様に最適な保険商品をお選びいただくために、お客様を取り巻くリスク等の分析をご支援するシミュレーションツールやコンテンツ等の情報提供を行ってまいります。お客様ご自身の判断と責任により商品内容を正しくご理解いただけるよう、説明内容や説明方法を創意工夫し、弊社が行うホームページ、メールマガジン、ダイレクトメール、新聞、雑誌、電話等あらゆる媒体において、重要な事項をわかりやすく説明し、適切な情報提供に努めてまいります。

3. カスタマーサービスセンターによるお客様サポート体制

ホームページのご利用方法から、万一保険事故が発生した場合における保険金、給付金のご請求のお手続きにおいて、迅速かつ円滑なサービスをご提供できるように、ホームページだけではなく、お電話によるカスタマーサービスセンターをご用意しております。カスタマーサービスセンターでは、ご満足できるサービスを提供すべく、お客様のサポートに努めます。また、お客様の様々なご意見の収集に努め、その後の生命保険商品の販売、勧誘、アフターサービス等に反映してまいります。

4. 社内体制の整備

お客様に対し適切な勧誘を行うため、内部管理体制の充実に努め、役職員の知識、修得の向上に努めてまいります。

5. 法令・諸規則の遵守

お客様への情報提供、勧誘にあたっては常におお客様の信頼の確保を第一義とし、保険業法、金融商品の販売等に関する法律その他関係法令、諸規則を遵守いたします。

6. お客様の個人情報の保護

業務上知り得たお客様の個人情報については厳重な管理を行い、その保護に細心の注意を払ってまいります。

3 保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険にかかるものに限る)の合理性および妥当性

第三分野保険^(※)については、将来の保険事故発生率に不確実性があるため、第三分野保険にかかる責任準備金の十分性を「ストレステスト」および「負債十分性テスト」の実施により確認することが、平成10年大蔵省告示第231号および平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号により規定されております。当社では、それら告示の規定に基づいたテストを数理部門が実施し、保険計理人がそのテストの合理性・妥当性を検証することで、第三分野保険にかかる責任準備金の十分性を確認しております。

今期のストレステストおよび負債十分性テストの結果、2018年度末の第三分野保険にかかる責任準備金は十分であることが確認できたため、危険準備金および責任準備金の追加の積み増しは行っておりません。

(※) 第三分野保険とは、医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や治療のための給付金をお支払いする保険のことです。

4 指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称

苦情・紛争解決に向けた外部機関の活用について

アクサダイレクト生命は、苦情のお申出をされているお客様に対し、誠心誠意解決に向け努めてまいります。万一、当社がお客様のご期待に添えなかった場合には、お客様のご判断にて、中立・公正な立場での第三者を交えた解決を図るべく、外部機関等にお申出いただくこともできます。

当社の生命保険商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会ホームページ
URL <https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

5 個人データ保護について

アクサダイレクト生命は、契約のお引受けや保険金のお支払いなど、業務上の目的で収集・利用する情報には、お客様のプライバシーに関する重要な情報が含まれていることを強く認識し、お預かりした情報を適切に取扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めております。AXAグループでは「グループデータプライバシー宣言」によりお客様の個人情報保護を最も大切なものと位置付けております。また、AXAグループは、保険グループとして世界で初めて、French Data Protection Authority (CNIL)とEU域内データプライバシー機関の認証を受けた国際的な個人情報保護の標準Binding Corporate Rulesを採用しました。各国の個人情報保護規制に基づくベストプラクティスをグループ内で共有し、セキュリティ措置の継続的改善に努めております。これに基づき、アクサダイレクト生命では、個人情報保護の基本方針である「個人情報保護方針」を定め、個人データ保護体制を整備しております。全社の個人データ保護・管理全般を統括

する個人情報管理統括責任者のもとで、各部門の長が自部門における個人情報の管理責任を負い、日常的に社員を教育・監督する体制としております。

また、個人情報の紛失・漏えいを防ぐために、次のような安全管理措置を講じております。

- 全社員向けに個人情報の取扱いについて定めた「個人情報取扱マニュアル」を作成し、日常的な個人情報の取扱いで留意すべきポイントを周知しております。また、定期的な教育研修を通して意識向上を図っております。

- 社外からの不正アクセス対策や、社内でのアクセス権の制限、データの不正持出し防止策を実施しております。

- 業務委託先の選定や管理につき、委託元部署だけにとどまらず個人情報管理統括部署やセキュリティチームにより専門的観点でのレビューや監督を実施しております。

AXAグループデータプライバシー宣言

AXAグループの使命は、お客さまがより安心して生活できるよう、お客さまご自身とのご家族をさまざまなリスクから守ることにあります。この使命をはたすために、お客さまからお預かりした情報は、お客さまへのサービス向上のために利用させていただきます。

今日、お客さまよりお預かりする膨大なデータの集積によって企業は、ひとりひとりのニーズに即したよりよい商品やサービス、簡便な手続きをお客さまに提供することが可能となりました。

そしてこれらを実現する上で、AXAグループはお客さまの個人情報を保護することが最も大切であると考えております。これにより、AXAグループでは個人情報の取扱いに関する方針を公表いたします。

個人情報の保護についてのコミットメント

AXAグループは、お客さまの個人情報が不正に利用・開示されないように安全管理措置を講じることをお約束いたします。

AXAグループは、データの安全性を管理・監督する個人情報管理部門とデータ・プライバシー・オフィサーのネットワークをグローバルレベルで設置しております。^(注)

(注) AXAグループは、国際的な個人情報保護の標準として認められる、French Data Protection Authority (CNIL)とEU域内15機関の認証を受けた Binding Corporate Rulesを採用した世界初の保険グループです。

個人情報の利用についてのコミットメント

AXAグループは、お客さまが直面するリスクに深く精通することによって、最新の予防策と解決策を提供します。そのために各国の法令にしたがい適切にお客さまの個人情報をお預かりし、利用することを約束いたします。

AXAグループは、お客さまの個人情報を取扱う全従業員、営業社員、サービス提供会社が個人情報の機密性を確保するための適切な体制を整備いたします。

AXAグループがお預かりする個人情報は、お客さまとの信頼にもとづいて、ご契約時ならびにご契約期間を通じて、お客さまからご提供を受けるものであり、AXAグループ以外の第三者には譲渡いたしません。

対話と透明性についてのコミットメント

AXAグループは、お客さまのお申し出に応じて、お預かりしているお客さまの個人情報の概要を提供します。またデータを正確に保つとともに、不正確なデータを発見した場合は速やかに訂正いたします。

AXAグループは、国際的な保険グループにおけるリーディングカンパニーとして、個人情報保護に関する政策機関および関係機関との対話を通じて積極的に社会的責任を果たします。

AXAグループは、これらのコミットメントを遵守し、個人情報保護をとりまく今後の動きに対応し、それに応じたお客さまのニーズの変化にも対応してまいります。

さらに詳しい情報は、個人情報保護方針をご参照いただくか dataprivacy.alj@axa.co.jp にお問い合わせください。

6 マネー・ローンダリング等防止／反社会的勢力との関係断絶

アクサダイレクト生命は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等(マネー・ローンダリング等)防止、ならびに反社会的勢力との関係断絶が公共的使命を担う生命保険会社としての重要な責務と認識し、これを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、以下のように内部管理態勢を構築し、業務を遂行しております。

組織体制

アクサダイレクト生命の経営陣は、マネー・ローンダリング等防止対策／反社会的勢力対応の重要性を認識し、コンプライアンス・リスク管理部長をマネー・ローンダリング等防止対策／反社会的勢力対応の統括責任者に任命し、主体的かつ積極的に関与するとともに、その取組みを社員に浸透させることにより、管理態勢の強化を図っております。

アクサダイレクト生命は、コンプライアンス・リスク管理部をマネー・ローンダリング等防止対策／反社会的勢力対応の統括部署と定めて一元的な管理態勢を構築し、対応方針を策定・管理のうえ、組織横断的に対応しております。

アクサダイレクト生命は、お客さまおよび社員がマネー・ローンダリング等および反社会的勢力との関係に関与すること、または巻き込まれることを防止するため、AXAグループの取組み指針、会社規定、国内外の諸法令・規制等に基づき、本人確認、スクリーニング等の措置を適切に行うとともに、不断の検証と対応の高度化に努めております。

外部組織との連携

アクサダイレクト生命は、当社が提供する金融サービスを不正に利用されることを防ぐため、警察当局、暴力追放運動推進センター、弁護士その他外部専門機関との連携に努めております。

疑わしい取引の届出

アクサダイレクト生命は、疑わしい取引が判明した場合、法令等にしたがい、適時適切に当局に届け出ております。

VII．特別勘定に関する指標等

該当ありません。

VIII．保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

企業概要

※役員は2019年7月1日現在

アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社

アクサ・ホールディングス・ジャパンは、2019年4月1日にアクサ生命による単独株式移転方式で設立された持株会社です。また、株式の99%をAXAが保有するAXAのメンバーカンパニーです。子会社であるアクサ生命、アクサ損害保険、アクサダイレクト生命を連結する持株会社として子会社の経営管理・監督を行っています。また資産運用などを行う他のAXAのメンバーカンパニーと連携して、日本のお客様をサポートするフィナンシャル・プロテクション事業を展開しています。

本社：〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー 03-6737-7700(代表)
 (札幌本社)：〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西四丁目1番地 札幌三井JPビルディング

設立：2019年4月
 資本金：850億円
 発行済株式数：7,799千株
 事業内容：子会社の経営管理・監督

役員
 取締役会長 ゴードン・ワトソン
 代表取締役社長兼CEO 安測 聖司
 取締役 ジョージ・スタンスフィールド
 取締役 リンドン・オリバー
 取締役 監査等委員 スエットファーン・リー
 取締役 監査等委員 馬越 恵美子
 取締役 監査等委員 齊藤 治彦
 取締役 執行役員兼チーフマーケティングオフィサー 松田 貴夫
 取締役 執行役員兼チーフファイナンシャルオフィサー 住谷 貢

アクサ生命保険株式会社

アクサ生命保険は、1994年にAXAグループの日本法人として設立され、2000年には日本団体生命と経営統合を行い、事業基盤を大幅に拡大しました。また、2019年4月に持株会社であるアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社を設立し、アクサ生命、アクサ損害保険、アクサダイレクト生命はその完全子会社となりました。

本社：〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー 03-6737-7777(代表)
 (札幌本社)：〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西四丁目1番地 札幌三井JPビルディング

設立：2000年3月
 資本金：850億円
 発行済株式数：7,799千株
 事業内容：生命保険業

役員
 代表取締役社長兼CEO 安測 聖司
 代表取締役副社長兼チーフディストリビューションオフィサー 幸本 智彦
 取締役 専務執行役員兼チーフマーケティングオフィサー 松田 貴夫
 取締役 常務執行役員兼チーフファイナンシャルオフィサー 住谷 貢
 常勤監査役 八木 哲雄
 監査役 斎藤 輝夫
 監査役 澤入 雅彦

アクサダイレクト生命保険株式会社

アクサダイレクト生命は、2008年4月より営業を開始した日本初のインターネット専業生命保険会社で、アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社の100%子会社です。アクサ ジャパングループのダイレクトビジネスを担う生命保険会社として、シンプルで合理的かつ手頃な保険商品、デジタル技術を活用した便利で革新的なサービスを提供しています。お客さまがいつでもどこでも安心してご契約いただけるよう、様々なタッチポイントで保険選びをサポートしています。

本社：〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4 KDX麹町ビル8階 0120-953-831(代表)
 設立：2006年10月13日
 資本金：198.4億円
 発行済株式数：1,894千株
 事業内容：生命保険業

役員
 取締役会長 住谷 貢
 代表取締役COO 木島 博征
 取締役 水村 崇
 常勤監査役 中村 卓也
 監査役(社外監査役) 澤入 雅彦
 監査役(社外監査役) 櫻井 正史

アクサ損害保険株式会社(アクサダイレクト)

アクサ損害保険は、AXAグループの100%出資により1998年に日本法人として設立されました。1999年4月に通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より販売を本格的に開始しました。2019年4月にアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社が設立され、その子会社として損害保険業務を展開しています。多様化するお客さまのニーズや、急速に変化するビジネス環境に対応するために、データサイエンスの活用や、お客さまからいただいたお声を商品・サービスの向上につなげるしくみを構築しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスの提供に努めています。

本社：〒111-8633 東京都台東区寿二丁目1番13号 借染ビル 03-4335-8570(代表)
 設立：1998年6月
 資本金：172億円
 発行済株式数：344千株
 事業内容：損害保険業

役員
 代表取締役社長 兼 CEO ハンス・ブランケン
 取締役 安測 聖司
 取締役 ザビエ・ヴェイリー
 取締役 ジル・フロマジョ
 常勤監査役 金城 久美子
 監査役(社外監査役) 澤入 雅彦
 監査役(社外監査役) 櫻井 正史

開示基準項目索引

I. 保険会社の概況および組織	18
1 沿革	18
2 経営の組織	18
3 店舗	19
4 資本金の推移	19
5 株式の総数	19
6 株式の状況	
-1 発行済株式の種類等	19
-2 大株主	19
7 主要株主の状況	19
8 取締役および監査役	20
9 会計監査人の氏名または名称	20
10 従業員の在籍・採用状況	20
11 平均給与	
-1 内勤職員	20
-2 営業職員	20

II. 保険会社の主要な業務の内容	21
1 主要な業務の内容	21
2 経営方針	21

III. 直近事業年度における事業の概況	22
1 直近事業年度における事業の概況	22
2 契約者懇談会開催の概況	22
3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、および改善事例	23
4 契約者に対する情報提供の実態	23
5 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法	24
6 代理店教育・研修の概略	26
7 新規開発商品の状況	26
8 保険商品一覧	27
9 情報システムに関する状況	29
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	29

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	30
-------------------------------------	----

V. 財産の状況	31
1 貸借対照表	31
2 損益計算書	34
3 キャッシュ・フロー計算書	36
4 株主資本等変動計算書	37

5 債務者区分による債権の状況	38
6 リスク管理債権の状況	38
7 元本補填契約のある信託にかかる貸出金の状況	38
8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	39
9 有価証券等の時価情報(会社計)	
-1 有価証券の時価情報	40
-2 金銭の信託の時価情報	40
-3 デリバティブ取引の時価情報	40
10 経常利益等の明細(基礎利益)	41
11 計算書類等についての会社法による会計監査人の監査	41
12 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書についての金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明	41
13 代表者による財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性の確認	41

VI. 業務の状況を示す指標等	42
------------------------	----

1 主要な業務の状況を示す指標等	
-1 決算業績の概況	42
-2 保有契約高および新契約高	42
-3 年換算保険料	42
-4 保障機能別保有契約高	43
-5 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高	44
-6 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	45
-7 契約者配当の状況	45
2 保険契約に関する指標等	
-1 保有契約増加率	45
-2 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)	45
-3 新契約率(対年度始)	45
-4 解約失効率(対年度始)	46
-5 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	46
-6 死亡率(個人保険主契約)	46
-7 特約発生率(個人保険)	46
-8 事業費率(対収入保険料)	46
-9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた主要な保険会社等の数	46
-10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	46
-11 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	47
-12 未だ収受していない再保険金の額	47
-13 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	47

3	経理に関する指標等	
-1	支払備金明細表	48
-2	責任準備金明細表	48
-3	責任準備金残高の内訳	48
-4	個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	49
-5	特別勘定を設けた最低保証のある保険契約にかかる一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数	49
-6	契約者配当準備金明細表	49
-7	引当金明細表	49
-8	特定海外債権引当勘定の状況	49
-9	資本金等明細表	50
-10	保険料明細表	50
-11	保険金明細表	50
-12	年金明細表	50
-13	給付金明細表	51
-14	解約返戻金明細表	51
-15	減価償却費明細表	51
-16	事業費明細表	51
-17	税金明細表	52
-18	リース取引	52
-19	借入金残存期間別残高	52
4	資産運用に関する指標等	
-1	資産運用の概況	52
-2	運用利回り	55
-3	主要資産の平均残高	55
-4	資産運用収益明細表	56
-5	資産運用費用明細表	56
-6	利息および配当金等収入明細表	56
-7	有価証券売却益明細表	57
-8	有価証券売却損明細表	57
-9	有価証券評価損明細表	57
-10	商品有価証券明細表	57
-11	商品有価証券売買高	57
-12	有価証券明細表	57
-13	有価証券の残存期間別残高	57
-14	保有公社債の期末残高利回り	57
-15	業種別株式保有明細表	57
-16	貸付金明細表	57

-17	貸付金残存期間別残高	57
-18	国内企業向け貸付金企業規模別内訳	57
-19	貸付金業種別内訳	57
-20	貸付金使途別内訳	57
-21	貸付金地域別内訳	57
-22	貸付金担保別内訳	57
-23	有形固定資産明細表	58
-24	固定資産等処分益明細表	58
-25	固定資産等処分損明細表	58
-26	賃貸用不動産等減価償却費明細表	58
-27	海外投融資の状況	59
-28	海外投融資利回り	59
-29	公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	59
-30	各種ローン金利	59
-31	その他の資産明細表	59

5	有価証券等の時価情報(一般勘定)	
-1	有価証券の時価情報	59
-2	金銭の信託の時価情報	59
-3	デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)	59

Ⅶ. 保険会社の運営 60

1	リスク管理の体制	60
2	法令遵守の体制(コンプライアンスへの取り組み)	61
3	保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険にかかるものに限る)の合理性および妥当性	63
4	指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称	63
5	個人データ保護について	63
6	反社会的勢力との関係遮断のための基本方針(マネー・ローンダリング等防止/反社会的勢力との関係断絶)	65

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等 65

Ⅸ. 保険会社およびその子会社等の状況 65

アクサダイレクト生命保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4 KDX麹町ビル8階
TEL 0120-953-831(代表)

www.axa-direct-life.co.jp

本冊子は保険業法第111条(業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧等)に基づいてディスクロージャー資料として作成しています。
2019年7月発行





アクサダイレクト生命保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4

KDX麹町ビル8階

TEL 0120-953-831 (代表)

www.axa-direct-life.co.jp